



三重県公報

平成 7 年 3 月 31 日 (金)

号 外

目 次

規 則

- 三重県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) 1
- 三重県昭和学寮条例施行規則の一部を改正する規則…………… (政 策 課) 46
- 国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則…………… (国 際 課) 46

人事委規則

- 三重県人事委員会規則12-4 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則…………… (人 事 委 員 会) 47

告 示

- 三重県沿岸漁業改善資金貸付規則第 4 条第 1 項の規定による貸付基準の一部改正…………… (漁 政 課) 48

人事委告示

- 労働基準法による適用事業所分類表の決定の一部改正…………… (人 事 委 員 会) 48

訓 令

- 三重県公有財産評価会議設置規程の一部を改正する訓令…………… (管 財 課) 48
- 三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) 49
- 官報報告事務取扱規程及び三重県公印取扱規程の一部を改正する訓令…………… (学 事 文 書 課) 50
- 三重県職員服務監察指導規程等の一部を改正する訓令…………… (同) 51
- 三重県青少年対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令…………… (青少年女性課) 63
- 麻薬取締員けん銃使用および取扱規程の一部を改正する訓令…………… (薬務食品環境課) 63
- 麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令…………… (同) 63
- 三重県水産業改良普及事業指導職員規程の一部を改正する訓令…………… (水 産 振 興 課) 64

三重県議会訓令

- 三重県議会議事局規程の一部を改正する訓令…………… (議 会 事 務 局) 64

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

三重県知事 田 三 郎

三重県規則第三十五号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則 (昭和五十二年三重県規則第十五号) の一部を次のように改正する。

「第一節 世界祝祭博覧会推進局の設置 (第三條の二)」

第二節 課、係等の設置 (第四條・第十一條)

第三節 出納局の設置 (第十三條・第十四條)

第四節 分掌事務

第一款 世界祝祭博覧会推進局推進課の分掌事務 (第十四條の二)

第二款 知事公室各課の分掌事務 (第十五條)

第三款 総務部各課の分掌事務 (第十六條)

第四款 地域振興部各課の分掌事務 (第十七條)

第五款 福祉部各課の分掌事務 (第十八條)

目次中

を

- 第六款 保健環境部各課の分掌事務(第十九条・第十九条の一)
第七款 商工労働部各課の分掌事務(第二十条)
第八款 農林水産部各課の分掌事務(第二十一条・第二十一条)
第九款 土木部各課の分掌事務(第二十四条・第二十四条の一)
第十款 出納局各課の分掌事務(第二十五条)

第五節 職制(第二十六条)

「第一節 課、係等の設置(第四条―第十二条)

第二節 出納局の設置(第十三条・第十四条)

第三節 分掌事務

- 第一款 総務部各課の分掌事務(第十五条)
第二款 企画振興部各課の分掌事務(第十八条)
第三款 生活文化部各課の分掌事務(第十七条)
第四款 健康福祉部各課の分掌事務(第十八条)
第五款 環境安全部各課の分掌事務(第十九条)
第六款 商工労働部各課の分掌事務(第二十条)
第七款 農林水産部各課の分掌事務(第二十一条)
第八款 土木部各課の分掌事務(第二十四条)
第九款 出納局各課の分掌事務(第二十五条)

第四節 職制(第二十六条)

県民局振興事務所 に、「第二款 東京事務所(第八十九条・第九十条)」を「第一款 削除」に、「第四款 削除」を「第四款 東京事務所(第九十四条・第九十四条の一)」に、「第三款 昭和学寮(第百五十五条)」を「第二款 昭和学寮(第百五十五条)」

第二款の二 県民生活センター(第百五十五条の二・第百五十五条の四) に、「第十款 県民生活センター(第百七十七条・第百七十八条)」を「第十款 削除」に改める。

第二条第一項中「(知事公室を含む。以下同じ。)」を削り、「法第百七十一條第六項」を「並びに法第百七十一條第六項」に改め、並びにこの規則に基づき設置する世界祝祭博覧会推進局、を削る。

第一章を次のように改める。

第二章 本庁

第一節 課、係等の設置

(総務部の分課及び係設置)

第四条 総務部に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 一 人事課 管理係、人事係、給与係及び災害補償係
二 秘書課
三 行政管理局 管理係、行政管理局、電算企画係、システム調整係及び印刷係
四 職員課 企画管理係、給付年金係、健康管理係及び住宅福祉係
五 財政課
六 税務課 税務管理係、企画調査係及び課税係
七 管財管繕課 管財第一係、管財第二係、庁舎管理係、管繕第一係、管繕第二係、設備第一係及び設備第二係

2 管財管繕課に管繕室を置く。

(企画振興部の分課及び係設置)

第五条 企画振興部に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 一 政策調整課 管理係及び経理係
二 企画課
三 交通政策課
四 市町村課 管理係、行政係、選挙係、財政第一係、財政第二係及び税政係
五 地域振興課 企画調整係、高度情報係及び電源政策係
六 観光リゾート課 企画係、観光振興係及びリゾート推進係

2 政策調整課に水資源対策室を置く。

3 交通政策課に伊勢湾口道路建設推進室を置く。

に、「第三日 県民局」を「第二日

- 4 地域振興課にハイテクプラネット推進室を置く。
(生活文化部の分課及び係設置)

第六条 生活文化部に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 生活文化政策課 管理係、企画広報係、文化政策係、生活情報係及び消費生活係
二 広報課 広報広聴係、出版広報係及び電波広報係
三 同和課 企画管理係、調整係、啓蒙指導係及び環境改善係
四 学事課
五 国際課 企画係、国際交流係及び旅券係
六 青少年女性課 企画調整係、育成指導係及び女性政策係
七 統計課 統計管理係、人口統計係、生活統計係、社会統計係及び商工統計係

2 広報課に行政情報室を置く。

(健康福祉部の分課及び係設置)

第七条 健康福祉部に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 一 健康福祉政策課 管理係、経理係、企画広報係、情報統計係及び保護係
二 医務福祉課 育成指導係、地域福祉係、医務係及び看護係
三 健康対策課 難病対策係、結核感染症係、精神保健係、健康指導係及び地域保健係
四 高齢者対策課 企画調整係、在宅福祉係、施設福祉係、高齢者保健係及び援護奨給係
五 児童家庭課 育成指導係、保育指導係、母子看護係及び母子保健係
六 障害福祉課 障害福祉係、精神福祉係及び身障福祉係
七 業務食品環境課 環境衛生係、食品乳肉係、薬事振興係及び薬事指導係
八 県立病院課 管理係、経営係及び施設係
九 国民健康保険課 保険係、指導係及び医療福祉係
十 保険課 庶務係、会計係、監理係、組合係及び医療係
十一 国民年金課 庶務係、会計係、指導係、企画係及び福祉年金係

2 健康福祉政策課に看護大学設立準備室を置く。

3 保険課に保険指導室を置く。

(環境安全部の分課及び係設置)

第八条 環境安全部に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 環境安全政策課 管理係、企画広報係、地球環境係、環境衛生係及び水道係
二 廃棄物対策課 一般廃棄物係及び産業廃棄物係
三 大気水質課 環境保健係、大気係、水質係及び特殊公害係
四 自然環境課 自然環境係、鳥獣保護係及び公園管理係
五 消防防災課 調査管理係、消防係、予防係、防災係、保安第一係、保安第二係、防災無線係及び防災航空係
六 交通安全対策課 企画調整係及び安全教育係

2 環境安全政策課に排水対策調整室を置く。

(商工労働部の分課及び係設置)

第九条 商工労働部に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 一 商工政策課 管理係、経理係、企画広報係及び団体指導係
二 企業立地課 企業立地係及び計画調査係
三 商工振興課 物産貿易係、商業振興係、工業振興係及び技術振興係
四 商工金融課 振興資金係、経営診断係及び金融指導係
五 労政課 労政係、企画調査係及び福祉組合係
六 職業安定課 庶務係、失業対策係、雇用対策係、特別紹介係、調査係及び職業係
七 職業能力開発課 公共訓練係及び指導係
八 雇用保険課 庶務係、給付係、適用係、徴収係及び収納係

(農林水産部の分課及び係設置)

第十条 農林水産部に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 農林水産政策課 管理係、経理係、金融係、農業団体指導係及び地域改善係
二 農業経営課 調整係、地域農政係、構造改革係、普及指導係及び農業環境係

- 三 農畜畜産課 調整係、食糧係、果樹花き係、野菜係、茶葉特産係、流通消費係、畜産販運係、畜産生産係及び畜産環境係
- 四 農村振興課 調整係、地域計画係、農地調整係、中山間対策係、農村整備係及び集落環境係
- 五 農地整備課 調整係、調査係、団体指導係、ほ場整備係及び水利防災係
- 六 林政課 調整係、林産係、森林計画係、構造改善係及び緑政係
- 七 森林整備課 調整係、治山係、林道係、造林植苗係、保安林係及び森林保全係
- 八 漁政課 調整係、漁業振興係、団体指導係及び漁船取締係
- 九 漁港整備課 調整係、計画係、漁港建設係及び漁場整備係

2 農林水産政策課に企画調整室を置く。

3 農畜畜産課に家畜衛生対策室を置く。

4 漁政課に資源管理推進室を置く。

(土木部の分課及び係設置)

第十条 土木部に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 一 監理課 管理係、経理係及び訟務収用審査係
- 二 公共用地課 管理係
- 三 道路建設課 管理係、企画調査係、改良係、橋りよう係及び市町村道係
- 四 道路維持課 管理係、路政係、交通安全施設係及び補修補装係
- 五 河川課 管理係、水政係、計画係、改良係、災害係及び海洋係
- 六 港湾課 管理係、港政係、企画調査係及び事業係
- 七 砂防課 管理係、砂防行政係、砂防係及び傾斜地保全係
- 八 都市住宅計画課 管理係、都市計画係、地域計画係、施設計画係及び住宅計画係
- 九 都市住宅整備課 管理係、区画整理係、街路係、公園係、住宅管理係及び再開発係
- 十 建築開発課 宅建業係、指導審査係及び開発指導係
- 十一 下水道課 管理係、下水道計画係、公共下水道係、流域下水道係及び維持経営係

2 監理課に企画調整室及び建設業室を置く。

3 道路建設課に高速道推進室を置く。

(プロジェクト・チーム)

第十一条 特定の事務を処理するため、プロジェクト・チームを設置し、その名称、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第二節 出納局の設置

(出納局の設置)

第十三条 物品の調達及び給付の支払に関する事務並びに出納長の権限に属する事務を補助執行させるため、部外に出納局を設置する。

(出納局の分課及び係設置)

第十四条 出納局に次の各号に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、当該各号に定める係を置く。

- 一 管理課 管理係、用度係、計算管理係及び電算運用管理係
- 二 出納課 審査係、出納係及び決算国費係

第三節 分掌事務

第一款 総務部各課の分掌事務

(総務部各課の分掌事務)

第十五条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 部内の広報及び広聴の連絡に関する事。
- 二 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百十一号)の施行に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- 三 叙位及び叙勲に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- 四 褒賞及び表彰に関する事。
- 五 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関する事。
- 六 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 七 職員の研修に関する事。
- 八 三重県特別職報酬等審議会に関する事。

九 三重県公務員災害補償等認定委員会に関する事。

十 三重県公務員災害補償等審査会に関する事。

十一 地方自治法施行規程(昭和二十一年政令第十九号)第二十五条に基づき三重県職員委員会に関する事。

十二 自治研修所に関する事。

十三 その他庁内他課の所管に属しない事。

2 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 知事及び副知事の秘書に関する事。

二 行幸啓等皇室に関する事。

三 儀式及び典礼に関する事。

3 行政管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の施行に関する事。

二 行政組織に関する事。

三 職員の定数に関する事。

四 事務の管理改善に関する事。

五 特定の公益法人(民法(明治十九年法律第八十九号)に基づき公益法人をいう。以下同じ。)等の許認可及び監督に係る連絡調整に関する事。

六 電子計算機に係る事務処理の総合調整に関する事。

七 電子計算機に係るシステム開発の支援及び調整に関する事。

八 電子計算機に係る情報処理の啓蒙及び研修に関する事。

九 電子計算機の運用管理に関する事。

十 印刷物の調整及び供給に関する事。

十一 三重県印刷事業特別会計に関する事。

十二 公告式及び公文例に関する事。

十三 公印に関する事。

十四 文書の收受、配布及び発送に関する事。

十五 文書の整理、編集及び保存並びに文書の管理改善に関する事。

十六 官報報告に関する事。

十七 法規文書、公示文書及び合達文書の整備及び審査並びに法令の解釈に関する事。

十八 公益法人の許認可案の審査に関する事。

十九 他の部課の所管に属しない公益法人の許認可及び監督に関する事。

二十 訴訟、不服申立て等の助言及び審査に関する事。

二十一 県公報に関する事。

4 職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第百五十二号)の施行に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

二 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の施行に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

三 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)に基づき児童手当の支給に関する事(企業庁職員、教育委員会事務局及び教育委員会に所属する教育機関の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条及び第三条に規定する職員を含む。))並びに警察職員に係るものについては、総括に関する事務に限る。)

四 退隠料及び扶助料に関する事。

五 職員の教養及び体位の向上に関する事。

六 職員の安全及び衛生に関する事。

七 職員住宅の管理運営に関する事。

八 三重県職員互助会に関する事。

九 その他職員の福利厚生に関する事。

5 財政課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県議会に関する事。

二 県歳入歳出予算に関する事。

三 県債及び資金借入に関する事。

四 その他県財政に関する事。

6 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 税理士法（昭和十六年法律第二百三十七号）の施行に関する事。

二 県税の賦課徴収に係る企画指導に関する事。

三 知事の指定した県税の徴収に関する事。

四 県税の犯則取締りに関する事。

五 県税に係る調査統計その他資料に関する事。

六 県税の納税奨励及び納税貯蓄組合に関する事。

七 地方譲与税に関する事。

八 県民税利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金及び自動車取得税交付金に関する事。

九 県税に係る電算事務の企画及び調整に関する事。

十 県民局県税事務所及び自動車税事務所に関する事。

十一 その他県税に関する事。

7 管財営繕課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 公有財産の総括に関する事。

二 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。

三 行政財産に関する事。

四 県庁舎及び県公舎の管理に関する事。

五 集中管理する自動車の管理運用に関する事。

六 庁内の取締りに関する事。

七 自家用電気工作物の統括管理に関する事。

八 加入電話の管理運用に関する事。

九 各種基金の管理運用に関する事。

十 県有建築物の営繕に係る設計及び施行管理（県営住宅に係る事務並びに県立病院の財産、教育財産、企業庁の事業の用に供する財産及び警察の用に供する財産の維持補修を除く。）に関する事。

十一 県有建築物（県営住宅、県立病院の財産、教育財産、企業庁の事業の用に供する財産及び警察の用に供する財産を除く。）の営繕に係る契約（他課の所管に属する維持補修に係るものを除く。）に関する事。

十二 その他公有財産又は営繕に関する事。

第二款 企画振興部各課の分掌事務

（企画振興部各課の分掌事務）

第十六条 政策調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 部内職員の身分取扱に関する事。

二 部内の予算、経理及び決算に関する事。

三 企画振興部の企画及び調整に関する事。

四 部内の広報及び広聴の連絡に関する事。

五 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十号）の施行に関する事。

六 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十号）の施行に関する事。

七 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第百十七号）の施行に関する事。

八 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第百十八号）の施行に関する事（事業実施方針、事業実施計画、施設管理方針及び施設管理規程に係るものに限り。）。

九 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の施行に関する事（水源地域の指定の申出及び水源地域整備計画の策定に伴う各部間の調整に関するものに限り。）。

十 重要施策及び重要事業の総合的検討、調整及び進捗管理に関する事。

十一 四日市港管理組合に関する事。

十二 報道機関との連絡に関する事。

十三 土地利用に関する事。

十四 水資源開発の総合企画及び調整に関する事。

十五 水資源開発の基礎的調査に関する事。

十六 京阪神地方における情報の収集、調査、観光・物産・企業立地案内及び経済交流の促進等に関する事。

十七 企画振興関係の公益法人の許認可及び監督に関する事。

十八 三重県国土利用計画地方審議会に関する事。

十九 三重県土地利用審査会に関する事。

二十 部長会議に関する事。

二十一 県民局長会議に関する事。

二十二 県民局の総括に関する事。

二十三 振興事務所に関する事。

二十四 東京事務所に関する事。

二十五 昭和学寮に関する事。

二十六 知事の特命事項に関する事。

二十七 その他部内他課の所管に属しない事。

2 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）の施行に関する事。

二 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百十九号）の施行に関する事。

三 中部圏開発整備法（昭和四十二年法律第百一十号）の施行に関する事。

四 国土総合開発法（昭和二十五年法律第百五号）の施行に関する事。

五 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の施行に関する事（経営の基本に係るものに限り。）。

六 総合計画の策定に関する事。

七 総合計画の推進のための総合調整に関する事。

八 各部局の策定する長期計画の調整に関する事。

九 全国知事会に関する事。

十 企画員会議に関する事。

十一 三重県総合開発審議会に関する事。

3 交通政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 交通政策の企画及び調整に関する事。

二 高速交通体系の整備促進に関する事。

三 公共交通機関の整備促進に関する事。

四 地域交通の維持及び調整に関する事。

五 その他交通政策に関する事。

4 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第百十号）の施行に関する事（市町村に係るものに限り。）。

二 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の施行に関する事（大規模償却資産以外の市町村税に係るものに限り。）。

三 国営提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和二十二年法律第四号）の施行に関する事。

四 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の施行に関する事（市町村に係るものに限り。）。

五 地方公務員等共済組合法の施行に関する事（市町村職員共済組合に係るものに限り。）。

六 自衛隊法（昭和十九年法律第百六十五号）の施行に関する事（自衛官の募集に係るものに限り。）。

七 住居表示に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の施行に関する事。

八 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事。

九 地方公営企業法の施行に関する事（市町村に係るもので他課の所管に属しないものに限り。）。

十 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関する事（市町村が設立する土地開発公社の認可及び監督に関するものに限り。）。

十一 法の規定による市町村その他の地方公共団体に係る行政行為に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

十二 市町村及びその他の地方公共団体の行政及び財政運営に関する助言及び指導に関する事。

十三 その他市町村の財政に関し、法律の規定により、知事の行う事務に関する事。

十四 市町村振興事業貸付金に関する事。

十五 選挙及び選挙管理委員会の予算経理その他の財務に関する事。

- 十六 三重県固定資産評価審議会に関すること。
- 5 地域振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）の施行に関すること。
 - 二 電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）の施行に関すること。
 - 三 石炭並びに石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十一号）の施行に関すること。
 - 四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十一号）の施行に関すること。
 - 五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）の施行に関すること。
 - 六 地域振興事業の推進に関すること。
 - 七 総合エネルギー対策に関すること（省資源に関するものを除く。）。
 - 八 過疎対策に関すること。
 - 九 市町村総合計画の指導に関すること。
 - 十 市町村広域行政の指導に関すること。
 - 十一 情報通信体系の整備促進に関すること。
 - 十二 三重ハイテクプラネット21構想の推進に関すること。
 - 十三 その他地域振興に関すること。
- 6 観光リゾート課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関すること。
 - 二 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に関すること。
 - 三 総合保養地域整備法（昭和六十一年法律第七十一号）の施行に関すること。
 - 四 観光リゾート行政の総合企画及び調整に関すること。
 - 五 観光リゾート産業の振興に関すること。
 - 六 観光リゾート施設の誘致に関すること。
 - 七 観光資源の宣伝に関すること。
 - 八 観光に係る情報の収集及び提供に関すること。
 - 九 観光施設の整備に関すること。
 - 十 余暇行政の総合企画及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
 - 十一 国際リゾートゾーンの整備推進に関すること。
 - 十二 三重県観光事業推進審議会に関すること。
 - 十三 その他観光及びリゾートに関すること。
- 第三款 生活文化部各課の分掌事務
（生活文化部各課の分掌事務）
- 第十七条 生活文化政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 部内職員の身分取扱いに関すること。
 - 二 部内の予算、経理及び決算に関すること。
 - 三 生活文化行政の企画及び調整に関すること。
 - 四 部内の広報及び広聴の連絡に関すること。
 - 五 消費者保護基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の施行に関すること。
 - 六 消費生活協同組合法（昭和三十三年法律第百号）の施行に関すること。
 - 七 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百二十四号）の施行に関すること。
 - 八 家庭用品品質表示法（昭和三十三年法律第百四号）の施行に関すること。
 - 九 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。
 - 十 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百一十一号）の施行に関すること。
 - 十一 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）の施行に関すること。
 - 十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の施行に関すること。
 - 十三 訪問販売等に関する法律（昭和五十二年法律第五十七号）の施行に関すること。
 - 十四 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の施行に関すること。
 - 十五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の施行に関すること。
 - 十六 人権政策の総合企画及び調整に関すること。

- 十七 文化行政の調整に関すること。
 - 十八 生活文化の振興に関すること。
 - 十九 省資源に関すること。
 - 二十 貯蓄の奨励に関すること。
 - 二十一 生活文化関係の公益法人の許認可及び監督に関すること。
 - 二十二 三重県消費生活対策審議会に関すること。
 - 二十三 県民生活センターに関すること。
 - 二十四 その他消費生活行政及び物資物価対策に関すること。
 - 二十五 その他部内他課の所管に属しないこと。
- 2 広報課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 県政の広報に関すること。
 - 二 広聴相談に関すること。
 - 三 テレビジョン放送視聴聴に関すること。
 - 四 情報公開制度の運用に関すること。
 - 五 個人情報保護の保護対策に関すること。
 - 六 行政資料に関すること。
 - 七 三重県情報公開審査会に関すること。
- 3 同和課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 同和对策の総合企画、調整及び推進に関すること。
 - 二 地方改善事業及び福祉対策事業に関すること。
 - 三 三重県同和对策委員会に関すること。
 - 四 その他同和对策に関すること。
- 4 学事課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十一号）の施行に関すること。
 - 二 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の施行に関すること。
 - 三 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の施行に関すること。
 - 四 県史編纂に関すること。
 - 五 高等教育機関に関すること。
 - 六 三重県私立学校審議会に関すること。
- 5 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 外国人登録法（昭和二十七年法律第百一十五号）の施行に関すること。
 - 二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二年法律第七十一号）の施行に関すること。
 - 三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行に関すること。
 - 四 国際化の総合企画及び調整に関すること。
 - 五 国際交流の推進に関すること。
 - 六 外国青年招致事業に関すること。
 - 七 その他渉外に関すること。
- 6 青少年女性課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 青少年対策の総合企画及び調整に関すること。
 - 二 女性対策の総合企画及び調整に関すること。
 - 三 県民体力づくりの総合企画、調整及び推進に関すること。
 - 四 余暇活用に関すること。
 - 五 青少年の保護育成に関すること。
 - 六 三重県青少年問題協議会に関すること。
 - 七 三重県青少年保護審議会に関すること。
 - 八 その他青少年対策、女性対策及び県民体力づくり対策に関すること。
- 7 統計課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 統計法（昭和二十一年法律第十八号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
 - 二 統計事務の指導及び調整に関すること。

三 統計情報データベースシステムの運用管理に関する事。

四 その他統計調査に関する事。

第四款 健康福祉部各課の分掌事務

(健康福祉部各課の分掌事務)

第十八条 健康福祉政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 部内職員の身分取扱に関する事。
- 二 部内の予算、経理及び決算に関する事。
- 三 健康福祉行政の企画及び調整に関する事。
- 四 部内の広報及び公聴の連絡に関する事。
- 五 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)の施行に関する事。
- 六 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)の施行に関する事。
- 七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の施行に関する事。
- 八 行旅病人及び行旅死し人取扱法(明治三十一年法律第九十三号)の施行に関する事。
- 九 衛生及び社会福祉に関する統計及び人口動態に関する事。
- 十 高齢化及び少子化対策の企画及び調整に関する事。
- 十一 看護大学の設立に関する事。
- 十二 保健衛生及び福祉関係公益法人の許可及び監督に関する事。
- 十三 保健所運営協議会に関する事。
- 十四 三重県医療審議会に関する事。
- 十五 三重県社会福祉審議会に関する事。
- 十六 三重県医療扶助審議会に関する事。
- 十七 保健所に関する事。
- 十八 福祉事務所に関する事。
- 十九 県立看護短期大学に関する事。
- 二十 県立公衆衛生学院に関する事。
- 二十一 その他部内他課の所管に属しない事。

2 医療福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の施行に関する事。
- 二 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の施行に関する事。
- 三 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の施行に関する事。
- 四 公衆衛生修学資金貸付法(昭和二十二年法律第六十五号)の施行に関する事。
- 五 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第三十四号)の施行に関する事。
- 六 医療法(昭和二十三年法律第五十五号)の施行に関する事。
- 七 医師法(昭和二十三年法律第三十号)の施行に関する事。
- 八 歯科医師法(昭和二十三年法律第三十号)の施行に関する事。
- 九 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第一〇一、一〇六号)の施行に関する事。
- 十 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第一〇一、一〇六号)の施行に関する事。
- 十一 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の施行に関する事。
- 十二 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第三十四号)の施行に関する事。
- 十三 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)の施行に関する事。
- 十四 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第一十七号)の施行に関する事。
- 十五 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の施行に関する事。
- 十六 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十一年法律第三十七号)の施行に関する事。
- 十七 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の施行に関する事。
- 十八 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の施行に関する事(救急病院等に係るものに限る。)
- 十九 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二十二号)の施行に関する事。
- 二十 部内の監査及び研修に関する事(健康福祉政策課、高齢者対策課、児童家庭課及び障害福祉課に係る

ものに限る。)

- 二十一 地域福祉に関する事。
- 二十二 社会福祉施設関係職員の処遇に関する事(保育所に係るものを除く。)
- 二十三 三重ボランティア基金に関する事。
- 二十四 救急医療対策に関する事。
- 二十五 三重県救急医療情報システムに関する事。
- 二十六 へき地医療対策に関する事。
- 二十七 保健、医療及び福祉に係る人材確保に関する事。

3 健康対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和二十二年法律第四十号)の施行に関する事。
- 二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)の施行に関する事。
- 三 角膜及び腎臓の移植に関する法律(昭和五十四年法律第六十三号)の施行に関する事。
- 四 伝染病予防法(明治二十一年法律第三十六号)の施行に関する事。
- 五 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の施行に関する事。
- 六 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の施行に関する事。
- 七 らい予防法(昭和二十八年法律第三十四号)の施行に関する事。
- 八 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の施行に関する事。
- 九 検疫法(昭和二十六年法律第一〇一号)の施行に関する事。
- 十 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(平成元年法律第三号)の施行に関する事。
- 十一 精神保健法(昭和二十五年法律第五十三号)の施行に関する事。
- 十二 栄養士法(昭和二十二年法律第三十四号)の施行に関する事。
- 十三 栄養改善法(昭和二十七年法律第三十八号)の施行に関する事。
- 十四 特定疾患に関する事。
- 十五 衛生検査業務及び臨床検査業務に関する事。
- 十六 地域保健に関する事(母子保健対策に関するものを除く。)
- 十七 歯科保健に関する事。
- 十八 成人病対策に関する事。
- 十九 健康増進に関する事。
- 二十 保健衛生思想の普及及び向上に関する事。
- 二十一 三重県結核審査協議会に関する事。
- 二十二 三重県精神保健審議会に関する事。
- 二十三 衛生研究所に関する事。
- 二十四 総合保健センターに関する事。
- 二十五 こころの健康センターに関する事。
- 二十六 その他健康対策に関する事。

4 高齢者対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 老人福祉法(昭和二十八年法律第三十三号)の施行に関する事(監査、研修及び施設関係職員処遇に係るものを除く。)
- 二 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の施行に関する事(国民健康保険課の所管に係るものを除く。)
- 三 恩給法の施行に関する事(旧軍人等の恩給に関するものに限る。)
- 四 未婚遺児留守家族等援護法(昭和十八年法律第六十一号)の施行に関する事。
- 五 未婚遺児に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)の施行に関する事。
- 六 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第五十七号)の施行に関する事。
- 七 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第四号)の施行に関する事。
- 八 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十二号)の施行に関する事。
- 九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第九号)の施行に関する事。
- 十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の施行に関する事。
- 十一 引揚者給付金等支給法(昭和二十二年法律第九号)の施行に関する事。
- 十二 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第十四号)の施行に関する事。

- 十三 戦傷病者特別援護法(昭和十八年法律第百六十八号)の施行に関する事。
- 十四 高齢者保健福祉対策の総合企画及び調整に関する事。
- 十五 旧軍人及び旧軍属の叙位及び叙勲に関する事。
- 十六 旧軍人及び旧軍属の軍歴証明事務に関する事。
- 十七 その他高齢者対策及び援護業務に関する事。

5 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の施行に関する事(監査及び研修に係るものを除く。)
- 二 児童手当法の施行に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- 三 児童扶養手当法(昭和二十六年法律第百三十八号)の施行に関する事。
- 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第百三十四号)の施行に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- 五 母子及び寡婦福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)の施行に関する事(監査、研修及び施設関係職員処遇に係るものを除く。)
- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の施行に関する事。
- 七 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の施行に関する事。
- 八 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の施行に関する事。
- 九 三重県優生保護審査会に関する事。
- 十 児童相談所に関する事。
- 十一 婦人相談所に関する事。
- 十二 国児学園に関する事。
- 十三 その他児童、母子、寡婦等の福祉に関する事。

6 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法の施行に関する事(精神薄弱児、盲ろうあ児、重症心身障害児及び情緒障害児に係るもの(監査、研修及び施設関係職員処遇に係るものを除く。)に限る。)
- 二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の施行に関する事。
- 三 精神薄弱者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号)の施行に関する事(監査、研修及び施設関係職員処遇に係るものを除く。)
- 四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十一号)の施行に関する事(監査、研修及び施設関係職員処遇に係るものを除く。)
- 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事(特別児童扶養手当に係るものを除く。)
- 六 三重県心身障害者対策協議会に関する事。
- 七 精神薄弱者更生相談所及び耐心寮に関する事。
- 八 身体障害者更生相談所及び草の美学園に関する事。
- 九 その他精神薄弱者(児)及び身体障害者(児)の福祉に関する事。

7 養務食品環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 薬事法(昭和二十五年法律第百四十五号)の施行に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- 二 薬剤師法(昭和二十五年法律第百四十六号)の施行に関する事。
- 三 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)の施行に関する事。
- 四 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の施行に関する事。
- 五 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の施行に関する事。
- 六 大麻取締法(昭和三十三年法律第百三十四号)の施行に関する事。
- 七 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第百五十一号)の施行に関する事。
- 八 採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十号)の施行に関する事。
- 九 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)の施行に関する事。
- 十 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)の施行に関する事。
- 十一 食品衛生法(昭和三十一年法律第百三十三号)の施行に関する事。
- 十二 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十九号)の施行に関する事。
- 十三 と畜場法(昭和十八年法律第百十四号)の施行に関する事。
- 十四 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)の施行に関する事。
- 十五 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の施行に関する事。

- 十六 化製場等に関する法律(昭和三十三年法律第百四十号)の施行に関する事。
- 十七 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第百四十七号)の施行に関する事。
- 十八 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)の施行に関する事。
- 十九 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の施行に関する事。
- 二十 クリーニング業法(昭和二十五年法律第百三十七号)の施行に関する事。
- 二十一 理容師法(昭和三十一年法律第百三十四号)の施行に関する事。
- 二十二 美容師法(昭和三十一年法律第百六十三号)の施行に関する事。
- 二十三 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の施行に関する事。
- 二十四 動物の保護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五十九号)の施行に関する事。
- 二十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の施行に関する事。
- 二十六 国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成二年法律第九十四号)の施行に関する事。
- 二十七 献血の推進に関する事。
- 二十八 魚介類行商営業に関する事。
- 二十九 飼犬及び野犬の取締りに関する事。
- 三十 モーター類似旅館の指導等に関する事。
- 三十一 骨髄バンク事業の推進に関する事。
- 三十二 三重県薬事審議会に関する事。
- 三十三 三重県麻薬中毒審査会に関する事。
- 三十四 三重県環境衛生適正化審議会に関する事。
- 三十五 三重県公衆浴場審議会に関する事。
- 三十六 食肉衛生検査所に関する事。
- 三十七 その他養務食品環境に関する事。

8 県立病院課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県立病院及び小児心療センターあすなろ学園の職員の身分取扱いに関する事。
- 二 三重県病院事業の予算、経理及び決算に関する事。
- 三 三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計に関する事。
- 四 県立病院及び小児心療センターあすなろ学園の財産に関する事。
- 五 県立病院及び小児心療センターあすなろ学園の管理及び運営の指導に関する事。
- 六 県立病院及び小児心療センターあすなろ学園の企画及び調整に関する事。
- 七 その他県立病院及び小児心療センターあすなろ学園に関する事。

9 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)の施行に関する事。
- 二 老人保健法の施行に関する事(医療、特定療養費の支給、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給に係るものに限る。)
- 三 老人医療費の助成に関する事。
- 四 心身障害者医療費の助成に関する事。
- 五 乳幼児医療費の助成に関する事。
- 六 母子医療費の助成に関する事。
- 七 三重県国民健康保険審査会に関する事。
- 八 その他国民健康保険及び医療費の助成に関する事。

10 保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童手当法の施行に関する事(拠出金に係るものに限る。)
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の施行に関する事。
- 三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の施行に関する事。
- 四 船員保険法(昭和十四年法律第七十一号)の施行に関する事。
- 五 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の施行に関する事。
- 六 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第百三十六号)の施行に関する事。
- 七 社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十三年法律第百十九号)の施行に関する事。
- 八 社会保険労務士法(昭和四十二年法律第八十九号)の施行に関する事。

- 九 三重県地方社会保険医療協議会に関する事。
- 十 社会保険事務所に関する事（保険課の業務に係るものに限る。）。
- 十一 その他社会保険に関する事。

11 国民年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 国民年金法（昭和二十四年法律第四十号）の施行に関する事。
- 二 国民年金特別会計法（昭和三十一年法律第六十三号）の施行に関する事。
- 三 社会保険事務所に関する事（保険課の業務に係るものを除く。）。
- 四 その他国民年金に関する事。

第五款 環境安全部各課の分掌事務

（環境安全部各課の分掌事務）

第十九条 環境安全政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 部内職員の身分取扱いに関する事。
- 二 部内の予算、経理及び決算に関する事。
- 三 環境安全行政の企画及び調整に関する事。
- 四 部内の広報及び広聴の連絡に関する事。
- 五 環境基本法（平成五年法律第九十号）の施行に関する事。
- 六 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の施行に関する事。
- 七 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）の施行に関する事。
- 八 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の施行に関する事（河川管理者及び下水道管理者の事務に係るものを除く。）。
- 九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第七十号）の施行に関する事。
- 十 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の施行に関する事（厚生省の所管に係るものに限る。）。
- 十一 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第五十二号）の施行に関する事（生活排水対策に係るものに限る。）。
- 十二 環境教育に関する事。
- 十三 地球環境問題への取組に関する事。
- 十四 環境管理に関する事。
- 十五 快適環境に関する事。
- 十六 環境影響評価に関する事。
- 十七 公害に係る事前審査の調整に関する事。
- 十八 公害防止に係る金融に関する事。
- 十九 排水対策の調整に関する事。
- 二十 環境安全関係公益法人の許認可及び監督に関する事。
- 二十一 三重県環境審議会に関する事。
- 二十二 三重県公害審査会に関する事。
- 二十三 三重県公害事前審査会に関する事。
- 二十四 その他部内他課の所管に属しない事。

2 廃棄物対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第七十七号）の施行に関する事。
- 二 廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和四十七年法律第九十五号）の施行に関する事。
- 三 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十号）の施行に関する事。
- 四 再生資源の利用の促進に関する法律（平成二年法律第四十八号）の施行に関する事。
- 五 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関する事（終末処理場の維持管理に係るものに限る。）。
- 六 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十号）の施行に関する事。
- 七 その他廃棄物等に関する事。

3 大気水質課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第四十号）の施行に関する事。

- 二 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）の施行に関する事。
- 三 大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）の施行に関する事。
- 四 スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）の施行に関する事。
- 五 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の施行に関する事。
- 六 水質汚濁防止法の施行に関する事（環境安全政策課の所管に属するものを除く。）。
- 七 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の施行に関する事。
- 八 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の施行に関する事。
- 九 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関する事。
- 十 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の施行に関する事。
- 十一 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十号）の施行に関する事。
- 十二 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）の施行に関する事。
- 十三 工業用水法（昭和三十一年法律第四十六号）の施行に関する事。
- 十四 温泉法（昭和二十三年法律第一二十五号）の施行に関する事。
- 十五 べい死魚対策に関する事。
- 十六 放射能の調査に関する事。
- 十七 三重県公害健康被害認定審査会に関する事。
- 十八 三重県公害診療報酬審査会に関する事。
- 十九 三重県自然環境保全審議会に関する事（温泉部会に係るものに限る。）。
- 二十 環境科学センターに関する事。
- 二十一 その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する事。

4 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 自然公園法（昭和三十一年法律第六十号）の施行に関する事。
- 二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の施行に関する事。
- 三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）の施行に関する事。
- 四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の施行に関する事。
- 五 三重県自然環境保全審議会に関する事（温泉部会に係るものを除く。）。
- 六 その他自然環境の保護に関する事。

5 消防防災課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 自衛隊法の施行に関する事（災害派遣要請に係るものに限る。）。
- 二 消防組織法（昭和二十一年法律第三十六号）の施行に関する事。
- 三 消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第七号）の施行に関する事。
- 四 消防法の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- 五 災害対策基本法（昭和三十一年法律第三十二号）の施行に関する事。
- 六 武器等製造法（昭和二十八年法律第四十五号）の施行に関する事。
- 七 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の施行に関する事。
- 八 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第四十四号）の施行に関する事。
- 九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十三年法律第四十九号）の施行に関する事。
- 十 電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）の施行に関する事。
- 十一 電気用品取締法（昭和三十一年法律第二十四号）の施行に関する事。
- 十二 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関する事。
- 十三 電気工事士法（昭和二十五年法律第三十九号）の施行に関する事。
- 十四 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の施行に関する事。
- 十五 三重県防災会議に関する事。
- 十六 石油コンビナート等防災本部に関する事。
- 十七 防災行政無線通信に関する事。
- 十八 防災ヘリコプターに関する事。
- 十九 消防学校に関する事。

二十 その他消防及び防災に関すること。

6 交通安全対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の施行に関すること。

二 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の施行に関する事（土砂等の運搬に関する事業の協業化等の促進及び団体の指導に関する事務に限る。）。

三 交通安全対策の総合企画、調整及び推進に関する事。

四 交通安全の保持に関する事。

五 交通災害共済に関する事。

六 モーターボート及びヨットの事故防止に関する事。

七 三重県交通安全対策会議に関する事。

八 その他交通安全対策に関する事。

第六款 商工労働部各課の分掌事務

（商工労働部各課の分掌事務）

第二十条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 部内職員の身分取扱に関する事。

二 部内の予算、経理及び決算に関する事。

三 商工労働行政の企画及び調整に関する事。

四 部内の広報及び広報の連絡に関する事。

五 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第百八十五号）の施行に関する事。

六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

七 商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の施行に関する事。

八 商工会法（昭和二十五年法律第百八十九号）の施行に関する事。

九 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の施行に関する事。

十 商店街振興組合法（昭和二十七年法律第百四十一号）の施行に関する事（商工振興課の所管に属するものを除く。）。

十一 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の施行に関する事（改善計画に関する事務に限る。）。

十二 自転車競技法（昭和二十三年法律第百九号）の施行に関する事。

十三 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第百四十一号）の施行に関する事。

十四 中小企業の情報の収集、提供、分析及び相談業務に関する事。

十五 中小企業情報センターに関する事。

十六 商工労働関係公益法人の許認可及び監督に関する事。

十七 三重県中小企業調整審議会に関する事。

十八 計量検定所に関する事。

十九 その他部内他課の所管に属しない事。

2 企業立地課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 工場立地法（昭和二十四年法律第百十四号）の施行に関する事。

二 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）の施行に関する事。

三 低開発地域工業開発促進法（昭和四十六年法律第百十六号）の施行に関する事。

四 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十一号）の施行に関する事（県計画に関する事に限る。）。

五 工場等の立地誘導に関する事。

六 工場立地条件の調査に関する事。

七 工業団地造成計画に関する事。

3 商工振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）の施行に関する事。

二 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）の施行に関する事。

三 小売商業調整特別措置法（昭和二十四年法律第百五十五号）の施行に関する事。

四 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一十号）の施行に関する事。

五 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の施行に関する事。

六 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第百六十五号）の施行に関する事。

七 商店街振興組合法の施行に関する事（助成措置に関する事務に限る。）。

八 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の施行に関する事。

九 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（平成四年法律第四十四号）の施行に関する事。

十 鉱業法（昭和二十五年法律第百八十九号）の施行に関する事。

十一 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第百九十五号）の施行に関する事。

十二 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の施行に関する事。

十三 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）の施行に関する事。

十四 中小企業の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の施行に関する事。

十五 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の施行に関する事。

十六 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の施行に関する事。

十七 貿易の振興に関する事。

十八 物産のあつせん及び販路拡張に関する事。

十九 下請中小企業の振興に関する事。

二十 科学技術の振興に関する事。

二十一 三重県大規模小売店舗審議会に関する事。

二十二 工業技術センター、金属試験場及び産業試験場に関する事。

二十三 その他商工業の振興に関する事。

4 商工金融課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）の施行に関する事。

二 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の施行に関する事。

三 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関する事。

四 繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十一年法律第八十一号）の施行に関する事。

五 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十二号）の施行に関する事。

六 中小企業等協同組合法の施行に関する事（信用協同組合に関する事務に限る。）。

七 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十二年法律第八十六号）の施行に関する事。

八 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関する事。

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の施行に関する事。

十 信用保証協合法（昭和五十八年法律第百九十六号）の施行に関する事。

十一 中小企業の経営に関する情報の収集及び提供並びに相談業務に関する事。

十二 中小企業投資育成株式会社に関する事。

十三 中小企業金融に関する事。

十四 その他中小企業の経営の合理化及び金融に関する事。

5 労政課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の施行に関する事。

二 労働関係調整法（昭和三十一年法律第百二十五号）の施行に関する事。

三 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第百八十九号）の施行に関する事。

四 労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）の施行に関する事。

五 中小企業退職金共済法（昭和二十四年法律第百六十号）の施行に関する事。

六 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）の施行に関する事（啓発活動等及び労働時間短縮推進計画策定に係る意見の提出に関する事務に限る。）。

七 労働者の文化、共済その他福祉に関する事。

- 八 勤労青少年の育成及び福祉の増進に関すること。
 - 九 女子労働者の地位の向上及び福祉の増進に関すること。
 - 十 労働教育に関すること。
 - 十一 労働関係施設の運営指導に関すること。
 - 十二 労働情勢の把握に関すること。
 - 十三 東海ILO協会の助成に関すること。
 - 十四 労働問題一般についての相談に関すること。
 - 十五 労働経済調査に関すること。
 - 十六 その他労政に関すること。
- 6 職業安定課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 雇用対策法（昭和四十二年法律第百三十一号）の施行に関すること。
 - 二 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十号）の施行に関すること。
 - 三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第百八十八号）の施行に関すること。
 - 四 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の施行に関すること。
 - 五 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の施行に関すること。
 - 六 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和五十五年法律第百一十三号）の施行に関すること。
 - 七 地域雇用開発等促進法（昭和六十一年法律第百一十三号）の施行に関すること。
 - 八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十二年法律第百一十三号）の施行に関すること。
 - 九 失業対策事務所に係るもの。
 - 十 その他職業安定に関すること。
- 7 職業能力開発課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の施行に関すること。
 - 二 三重県職業能力開発審議会に関すること。
 - 三 県立高等技術学校に関すること。
 - 四 婦人就業援助センターに関すること。
 - 五 その他労働者の技能の習得及び向上に関すること。
- 8 雇用保険課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の施行に関すること。
 - 二 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の施行に関すること。
 - 三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の施行に関すること。
 - 四 雇用促進事業団法（昭和二十八年法律第百一十八号）の施行に関すること（職業訓練に関する事務を除く。）。
 - 五 その他労働保険に関すること。

第七款 農林水産部各課の分掌事務

（農林水産部各課の分掌事務）

第二十一条 農林水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 部内職員の身分取扱に関すること。
- 二 部内の予算、経理及び決算に関すること。
- 三 農林水産行政の企画及び調整に関すること。
- 四 部内の広報及び広聴の連絡に関すること。
- 五 農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十号）の施行に関すること。
- 六 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の施行に関すること。
- 七 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十九号）の施行に関すること。
- 八 農林漁業金融に関すること。
- 九 農林水産業の災害対策に関すること。
- 十 農林漁業の地域改善対策に関すること。
- 十一 農林水産関係団体の検査に関すること。
- 十二 農林水産関係公益法人の許認可及び監督に関すること。
- 十三 三重県農業共済保険審査会に関すること。
- 十四 県民局農林水産事務所（農政事務所及び農林事務所を含む。）に関すること。

- 十五 その他部内他課の所管に属しないこと。
- 2 農業経営課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関すること。
 - 二 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の施行に関すること。
 - 三 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の施行に関すること。
 - 四 肥料取締法（昭和十五年法律第百一十七号）の施行に関すること。
 - 五 農業機械化促進法（昭和十八年法律第百五十五号）の施行に関すること。
 - 六 植物防疫法（昭和十五年法律第百五十一号）の施行に関すること。
 - 七 農薬取締法（昭和三十三年法律第八十号）の施行に関すること。
 - 八 農業構造改善事業に関すること。
 - 九 普及指導に関すること。
 - 十 改良普及員資格試験に関すること。
 - 十一 農林漁家の生活改善に関すること。
 - 十二 農村女性組織育成に関すること。
 - 十三 農業の担い手及び後継者の育成に関すること。
 - 十四 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
 - 十五 農業の技術及び情報に関すること。
 - 十六 三重県農業振興対策審議会に関すること。
 - 十七 地域農業改良普及センターに関すること。
 - 十八 農業大学校に関すること。
 - 十九 病害虫防除所に関すること。
 - 二十 農業技術センターに関すること（圃の検定及び鑑定に関するものを除く。）。
 - 二十一 その他農政、農業経営及び普及事業に関すること。
- 3 農業生産課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百一十号）の施行に関すること。
 - 二 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）の施行に関すること。
 - 三 種苗法（昭和二十二年法律第百一十五号）の施行に関すること。
 - 四 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の施行に関すること。
 - 五 果樹農業振興特別措置法（昭和二十六年法律第十五号）の施行に関すること。
 - 六 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の施行に関すること。
 - 七 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百一十二号）の施行に関すること。
 - 八 大豆たね交付金暫定措置法（昭和二十六年法律第百一十号）の施行に関すること。
 - 九 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の施行に関すること。
 - 十 製糸業法（昭和七年法律第二十九号）の施行に関すること。
 - 十一 卸売市場法（昭和四十六年法律第百一十五号）の施行に関すること。
 - 十二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和五十五年法律第七十五号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
 - 十三 家畜改良増殖法（昭和十五年法律第百九号）の施行に関すること。
 - 十四 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十一号）の施行に関すること。
 - 十五 養鶏振興法（昭和二十五年法律第四十九号）の施行に関すること。
 - 十六 養豚振興法（昭和三十年法律第百八十号）の施行に関すること。
 - 十七 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の施行に関すること。
 - 十八 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百一十号）の施行に関すること。
 - 十九 肉用牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の施行に関すること。
 - 二十 牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）の施行に関すること。
 - 二十一 飼料需給安定法（昭和二十七年法律第百五十六号）の施行に関すること。
 - 二十二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和五十八年法律第百一十五号）の施行に関すること。
 - 二十三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の施行に関すること。
 - 二十四 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第百一十二号）の施行に関すること。
 - 二十五 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の施行に関すること。
 - 二十六 獣医療法（平成四年法律第四十六号）の施行に関すること。

三十七 家畜簡法(昭和二十四年法律第二百八号)の施行に関する事。

三十八 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百一十号)の施行に関する事。

三十九 乗車法の施行に関する事(動物に係るものに限る。)

四十 農業生産総合対策に関する事。

四十一 水田営農活性化対策に関する事。

四十二 圃の検定及び鑑定に関する事。

四十三 農産物の流通及び消費者対策に関する事。

四十四 食品産業の振興に関する事。

四十五 畜産総合対策に関する事。

四十六 畜産に係る金融に関する事(農林水産政策課の所管に属するものを除く。)

四十七 畜産に係る環境整備に関する事。

四十八 三重県卸売市場審議会に関する事。

四十九 三重県畜産振興審議会に関する事。

五十 三重県生乳取引調整審議会に関する事。

五十一 中央卸売市場に関する事。

五十二 家畜保健衛生所に関する事。

五十三 その他農業生産振興、消費流通及び畜産に関する事。

4 農村振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第九十八号)の施行に関する事。

二 農村地域工業等導入促進法の施行に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

三 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の施行に関する事。

四 農地法(昭和二十七年法律第百二十五号)の施行に関する事。

五 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の施行に関する事(農林水産省所管国有財産に係るものに限る。)

六 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の施行に関する事(農地法に基づく転用許可を要する区域(河川管理者の権限に属する場合を除く。)に限る。)

七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十一号)の施行に関する事。

八 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の施行に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

九 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の施行に関する事(農用地開発及び農道に係るものに限る。)

十 農業団地育成対策(広域営農団地育成対策事業)に関する事。

十一 水資源開発公団法の施行に関する事(農林水産大臣が主務大臣となるものに限る。ただし、他課の所管に属するものを除く。)

十二 水源地域対策特別措置法の施行に関する事(農林水産省直轄のダム及び水資源開発公団法に基づき農林水産大臣が主務大臣となるダムに係るものに限る。ただし、他課の所管に属するものを除く。)

十三 国営事業(農地整備課の所管に属するものを除く。)の推進に関する事。

十四 農村地域定住促進対策に関する事。

十五 農業者地域就業確立支援対策に関する事。

十六 中山間・ふるさと水と土保全対策に関する事。

十七 中山間地域活性化推進に関する事。

十八 農村総合整備事業に関する事。

十九 農業集落排水事業に関する事。

二十 その他農村振興に関する事。

5 農地整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 土地改良法の施行に関する事(農村振興課の所管に属するものを除く。)

二 砂利採取法の施行に関する事(農林水産省所管の海岸保全区域及び補助を伴わない土壌改良のための土地改良事業が施行される区域に限る。)

三 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の施行に関する事(地籍調査に限る。)

四 海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)の施行に関する事(農林水産省所管の海岸に係るものに限る。)

五 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の施行に関する事(農林水産省農業構造改善局所管に係るものに限る。)

六 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)及び農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)の施行に関する事(農地及び農業施設に係るものに限る。)

七 土地改良事業等に係る金融に関する事(農林水産政策課の所管に属するものを除く。)

八 農用地の土壌の汚染防止に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

九 国営農地開発事業の推進に関する事。

十 その他土地改良事業等に関する事。

6 林政課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 林業基本法(昭和二十九法律第六十号)の施行に関する事。

二 山村振興法の施行に関する事(林業に係るものに限る。)

三 森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)の施行に関する事(森林整備課の所管に属するものを除く。)

四 森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)の施行に関する事(農林水産政策課の所管に属するものを除く。)

五 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)の施行に関する事。

六 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の施行に関する事。

七 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事(林業関係共同利用施設に係るものに限る。)

八 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事(林産物に係るものに限る。)

九 林業労働に関する事。

十 林業に係る金融に関する事(農林水産政策課の所管に属するものを除く。)

十一 林業技術の改良指導に関する事。

十二 緑化対策の総合企画、調整及び推進に関する事。

十三 緑化事業の推進に関する事。

十四 三重県民の森に関する事。

十五 三重県森林審議会に関する事。

十六 三重県林業振興対策審議会に関する事。

十七 林業技術センターに関する事。

十八 その他林政に関する事。

7 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 森林法の施行に関する事(保安施設、保安林、開発行為、林道、造林、間伐及び森林火災予防に係るものに限る。)

二 治山治水緊急措置法(昭和十五年法律第二十号)の施行に関する事(治山事業に係るものに限る。)

三 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関する事(林地荒廃防止施設に係るものに限る。)

四 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事(林業関係施設に係るものに限る。)

五 砂利採取法の施行に関する事(保安林指定区域及び地すべり等防止法第五十条第二項第二号の規定により農林水産大臣が指定した区域(河川管理者の権限に属する場合を除く。)に限る。)

六 地すべり等防止法の施行に関する事(保安林又は保安施設地区の存する地すべり地域又はばた山に係るものに限る。)

七 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の施行に関する事。

八 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の施行に関する事。

九 森林病害虫等防除法(昭和十五年法律第五十三号)の施行に関する事。

十 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)の施行に関する事。

十一 森林国営保険法(昭和十一年法律第十五号)の施行に関する事。

十二 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の施行に関する事。

十三 県営造林に関する事。

十四 その他森林整備に関する事。

8 漁政課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の施行に関する事。
- 二 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関する事。
- 三 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）の施行に関する事。
- 四 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の施行に関する事。
- 五 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の施行に関する事（農林水産政策課に属するものを除く。）。
- 六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の施行に関する事（農林水産政策課に属するものを除く。）。
- 七 漁業災害補償法（昭和二十九年法律第五十八号）の施行に関する事（農林水産政策課に属するものを除く。）。
- 八 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関する事。
- 九 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十六号）の施行に関する事（農林水産政策課に属するものを除く。）。
- 十 真珠養殖事業法（昭和二十七年法律第九号）の施行に関する事。
- 十一 沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第六十五号）の施行に関する事。
- 十二 水産資源保護法（昭和二十六年法律第二百十三号）の施行に関する事。
- 十三 輸出水産物の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）の施行に関する事。
- 十四 真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六号）の施行に関する事（農林水産政策課に属するものを除く。）。
- 十五 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事（水産施設（漁港整備課に属するものを除く。）に係るものに限り。）。
- 十六 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の施行に関する事（漁港整備課に属するものを除く。）。
- 十七 水産業に係る金融に関する事（農林水産政策課に属するものを除く。）。
- 十八 水産物流通加工合理化事業に関する事。
- 十九 水産技術及び水産経営の改善普及の指導に関する事。
- 二十 栽培漁業に関する事。
- 二十一 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の予算、経理その他の財務に関する事。
- 二十二 三重県水産業振興対策審議会に関する事。
- 二十三 水産技術センターに関する事。
- 二十四 その他漁政に関する事。

9 漁港整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 沿岸漁場整備開発法の施行に関する事（沿岸漁場整備に限る。）。
- 二 漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）の施行に関する事。
- 三 海岸法の施行に関する事（漁港区域に係るものに限り。）。
- 四 砂利採取法の施行に関する事（漁港区域に係るもの（河川管理者の権限に属するものを除く。）に限る。）。
- 五 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の施行に関する事（漁港区域に係るものに限り。）。
- 六 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事（漁港及び沿岸漁場整備関係施設に係るものに限り。）。
- 七 漁港整備に関する事。
- 八 三重県漁港管理会に関する事。
- 九 その他沿岸漁場整備及び漁港に関する事。

第二十一条及び第二十三条 削除

第八款 土木部各課の分掌事務

(土木部各課の分掌事務)

第二十四条 監理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 部内職員の身分取扱に関する事。
- 二 部内の予算、経理及び決算に関する事。

- 三 土木行政の企画及び調整に関する事。
- 四 部内の広報及び広聴の連絡に関する事。
- 五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の施行に関する事。
- 六 浄化槽法の施行に関する事（浄化槽工事業務の登録に係るものに限り。）。
- 七 建設統計に関する事。
- 八 収用委員会の事務に関する事。
- 九 公共工事に係る入札・契約制度に関する事。
- 十 部所管工事に係る資材及び物品に関する事。
- 十一 部所管事業の総合調整に関する事。
- 十二 土木技術の管理、設計監算の電算処理及び土木総合情報システムの電算化に関する事。
- 十三 土木関係公益法人の許認可及び監督に関する事。
- 十四 三重県建設工事紛争審査会に関する事。
- 十五 県民局土木事務所及び北勢沿岸流域下水道建設事務所に関する事。
- 十六 その他部内他課の所管に属しない事。

2 公共用地課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 部所管事務に係る用地の取得、補償及び登記に関する事。
- 二 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）の施行に関する事。
- 三 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事（市町村課の所管に属するものを除く。）。
- 四 土地収用法（昭和二十六年法律第百十九号）の施行に関する事。
- 五 建設省所管の公共用財産に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

3 道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の施行に関する事（道路維持課の所管に属するものを除く。）。
- 二 道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の施行に関する事（道路維持課の所管に属するものを除く。）。
- 三 踏切道改良促進法（昭和二十六年法律第九十五号）の施行に関する事（道路維持課の所管に属するものを除く。）。
- 四 高規格幹線道路（基本計画区間の道路に限る。）の整備促進に関する事。
- 五 開発インターチェンジに関する事。
- 六 その他道路の建設に関する事。

4 道路維持課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 道路法の施行に関する事（維持、修繕及び管理に係るものに限り。）。
- 二 道路の修繕に関する法律（昭和三十三年法律第二百八十一号）の施行に関する事。
- 三 道路整備緊急措置法の施行に関する事（特殊改良第三種舗装事業及び同第四種事業に係るものに限り。）。
- 四 踏切道改良促進法の施行に関する事（構造の改良に係るものに限り。）。
- 五 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）の施行に関する事。
- 六 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の施行に関する事。
- 七 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の施行に関する事。
- 八 道路の舗装に関する事。
- 九 その他道路の維持、修繕及び管理に関する事。

5 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 砂利採取法の施行に関する事（河川法（昭和十九年法律第百六十七号）の適用を受けない河川並びに一般海域及び建設省所管の海岸保全区域に係るもの並びに河川管理者の権限に属するものに限り。）。
- 二 河川法の施行に関する事。
- 三 運河法（大正二年法律第十六号）の施行に関する事（港湾内に係るものを除く。）。
- 四 公有水面埋立法の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- 五 海岸法の施行に関する事（建設省の所管に属するものに限り。）。
- 六 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行の総括に関する事（建設省の所管に属するものに限り。）。
- 七 水防法（昭和十四年法律第九十三号）の施行に関する事。

- 八 水資源開発公団法の施行に関すること（建設大臣が主務大臣となるものに限る。ただし、他課の所管に属するものを除く。）。
- 九 水源地域対策特別措置法の施行に関すること（建設省直轄のダム及び水資源開発公団法に基づき建設大臣が主務大臣となるダムに係るものに限る。ただし、他課の所管に属するものを除く。）。
- 十 三重県水防協議会に関すること。
- 十一 その他河川及び海岸に関すること。
- 6 港湾課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること（港湾及び港湾の海岸に係るものに限る。）。
- 二 砂利採取法の施行に関すること（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域（河川管理者の権限に属する場合を除く。）に限る。）。
- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の施行に関すること。
- 四 運河法の施行に関すること（港湾内に係るものに限る。）。
- 五 公有水面埋立法の施行に関すること（港湾区域に係るものに限る。）。
- 六 海岸法の施行に関すること（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域に関するものに限る。）。
- 七 港湾統計に関すること。
- 八 港湾整備特別会計に関すること。
- 九 三重県港湾審議会に関すること。
- 十 その他港湾に関すること。
- 7 砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関すること。
- 二 砂利採取法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 三 砂防法（明治三十年法律第十九号）の施行に関すること。
- 四 地すべり等防止法の施行に関すること（建設省の所管に属するものに限る。）。
- 五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の施行に関すること。
- 六 その他砂防に関すること。
- 8 都市住宅計画課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 都市住宅行政の企画及び調整に関すること。
- 二 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 三 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の施行に関すること。
- 四 駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）の施行に関すること。
- 五 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）の施行に関すること。
- 六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 七 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の施行に関すること。
- 八 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行に関すること。
- 九 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十三号）の施行に関すること。
- 十 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成九年法律第五十一号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 十一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の施行に関すること。
- 十二 三重県屋外広告物審議会に関すること。
- 十三 三重県都市計画地方審議会に関すること。
- 十四 その他都市住宅計画に関すること。
- 9 都市住宅整備課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 都市計画法の施行に関すること（事業の実施に係るものに限る。）。
- 二 土地区画整理法（昭和十九年法律第百十九号）の施行に関すること。
- 三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行に関すること（事業の実施に係るものに限る。）。
- 四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の施行に関すること。
- 五 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の施行に関すること。

- 六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の施行に関すること。
- 七 住宅地区改良法（昭和二十五年法律第八十四号）の施行に関すること。
- 八 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関すること（地方公共団体による賃貸住宅の建設に限る。）。
- 九 県営住宅に関すること（建設及び維持管理を含む。）。
- 十 三重県土地区画整理審議会に関すること。
- 十一 その他都市計画事業及び住宅整備事業に関すること。
- 10 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十八号）の施行に関すること。
- 二 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の施行に関すること。
- 三 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の施行に関すること。
- 四 建築基準法（昭和二十五年法律第百号）の施行に関すること。
- 五 浄化槽法の施行に関すること（建設省の所管に係るもの（浄化槽工事業者の登録に係るものを除く。）に限る。）。
- 六 建築士法（昭和二十五年法律第百号）の施行に関すること。
- 七 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の施行に関すること。
- 八 都市計画法の施行に関すること（開発行為等の規制、風致地区内における建築等の規制及びこれに伴う監督処分に限る。）。
- 九 租税特別措置法（昭和三十一年法律第百六号）の規定に基づく優良宅地、優良住宅及び良質住宅の認定、申出に係る価格審査、特定住宅用地の譲渡認定並びに、団の宅地造成事業の証明に関すること。
- 十 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること。
- 十一 宅地開発の基準に関すること。
- 十二 上の採取規制に関すること。
- 十三 住宅金融公庫及び住宅・都市整備公団の受託業務に関すること。
- 十四 住宅宅地関連公共施設整備促進事業に関すること。
- 十五 三重県宅地建物取引業審議会に関すること。
- 十六 三重県建築審査会に関すること。
- 十七 三重県建築士審査会に関すること。
- 十八 三重県開発審査会に関すること。
- 十九 その他建築及び開発に関すること。
- 11 下水道課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 下水道法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 二 都市計画法の施行に関すること（下水道事業に係るものに限る。）。
- 三 その他下水道事業に関すること。
- 第九款 出納局各課の分掌事務
- （出納局各課の分掌事務）
- 第二十五条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 局内職員の身分取扱いに関すること。
- 二 局内の予算、経理及び決算に関すること。
- 三 局内の広報及び広報の連絡に関すること。
- 四 物品の出納、保管その他処分に關すること。
- 五 物品の記録管理に関すること。
- 六 物件関係指名競争入札参加資格者の登録に関すること。
- 七 三重県物品調達規則（昭和五十年三重県規則第十一号）の施行及び自動車燃料の単価契約に関すること。
- 八 会計検査及び出納事務の指導に関すること。
- 九 出納員及び会計員の賠償責任の審査に関すること。
- 十 県費に属する給付の支払事務に関すること。
- 十一 証紙（県税に係る証紙を除く。）に関すること。
- 十二 県有自動車の管理の総括に関すること。
- 十三 財務会計電算システムの運用並びに保守及び管理に関すること。

- 十四 その他局内他課の所管に属しないこと。
- 2 出納課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 収入及び支出の出納に関すること。
 - 二 小切手の振出しに関すること。
 - 三 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
 - 四 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
 - 五 決算の調整及び報告に関すること。
 - 六 県費に属する支出負担行為の確認に関すること。
 - 七 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。
 - 八 現金及び財産（物品を除く。）の記録管理に関すること。
 - 九 国費に属する支出負担行為の確認及び支出に関すること。
 - 十 国の債権管理及び歳入徴収に関すること。

第四節 職制

（職制）

第二十六条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組 織	職 務
部長	部	知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
出納局長	出納局	知事及び出納長の命を受けて局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
次長	部	部の事務又は部の特定の事務について部長を補佐して部下職員を指揮監督し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
出納局次長	出納局	局の事務について出納局長を補佐して部下職員を指揮監督し、出納局長に事故があるときは、その職務を代理する。
課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
課室長	課	上司の命を受けて課内案の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
調整監	必要な課	課長を補佐して、課の事務について部下職員を指揮監督し、課長に事故があるときは、その職務を代理するとともに、県政の調整に関する事務を処理する。
課長補佐	課	課長を補佐して、あらかじめ定められた事務について、部下職員を指揮監督し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。
課室長補佐	課	課室長を補佐して、あらかじめ定められた事務について、部下職員を指揮監督し、課室長に事故があるときは、その職務を代理する。
係長	係	上司の命を受けて係の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
主任	課又は係	上司の命を受けて課又は係の定められた事務を掌理する。

- 2 前項に定めるもののほか、必要な部に理事を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の事務を掌理し、部下職員を指揮監督するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、プロジェクト・チームに次の表の上欄に掲げる職を置き、その職の職務は、同表の下欄に定めるとおりとする。

職	職 務
総括	知事の命を受けてプロジェクト・チームの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
総括補佐	プロジェクト・チームの事務について総括を補佐して部下職員を指揮監督し、総括に事故があるときは、その職務を代理する。
担当員	上司の命を受けてプロジェクト・チームの特定の事務を処理する。

- 4 前項に定めるもののほか、課に主任主事、主事、主任技師、技師、法律又は政令に規定する職及び別に定める職を置き、その職の職務は、それぞれ上司の命を受けて担当の事務を処理するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、特定の事務を処理させるため、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組 織	職 務
審議監	必要な部	上司の命を受けて部の重要政策の審議に関する事務及び特定の事務を処理する。
技監	必要な部	上司の命を受けて技術に関する特定の事務を処理する。
参事	必要な部	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
副参事	必要な課	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
企画員	必要な課	上司の命を受けて部の企画に関する事務を処理する。
主幹	必要な課	上司の命を受けて課における特定の事務を処理する。
主査	必要な課又は係	上司の命を受けて課若しくは係における特定の事務又は課若しくは係の一般の事務を処理する。
監理監	総務部	上司の命を受けて特定の公益法人等の許認可及び監督に関する連絡調整事務を処理する。
指導監	総務部人事課	上司の命を受けて服務指導監察の事務を処理する。
指導主幹	総務部人事課	上司の命を受けて服務指導監察の事務を処理する。
指導主査	総務部人事課	上司の命を受けて服務指導監察の事務を処理する。
税務調査監	総務部税務課	上司の命を受けて納税・査察に関する事務を処理する。
財産管理監	総務部管財管理課	上司の命を受けて公有財産に関する事務を処理する。
施設管理監	総務部管財管理課	上司の命を受けて施設管理に関する事務を処理する。
設備指導監	総務部管財管理課	上司の命を受けて設備指導に関する事務を処理する。
政策審議監	企画振興部	上司の命を受けて重要政策の審議に関する事務を処理する。

地域振興審議 監	企画振興部	上司の命を受けて地域振興政策の審議に関する事務を処理する。
政策調整監	企画振興部	上司の命を受けて重要政策の調整に関する事務を処理する。
報道監	企画振興部政 策調整課	上司の命を受けて重要政策の報道に関する事務を処理する。
土地利用調整 監	企画振興部政 策調整課	上司の命を受けて土地利用の調整に関する事務を処理する。
四日市港振興 対策監	企画振興部政 策調整課	上司の命を受けて四日市港の振興に関する事務を処理する。
水源地域対策 監	企画振興部政 策調整課	上司の命を受けて水源地域対策に関する事務を処理する。
地域政策振興 監	企画振興部地 域振興課	上司の命を受けて地域における重要政策の企画調整に関する事務を処理する。
情報化推進監	企画振興部地 域振興課	上司の命を受けて地域の情報化に関する事務を処理する。
電源政策調整 監	企画振興部地 域振興課	上司の命を受けて電源政策の調整に関する事務を処理する。
地域活性化対 策監	企画振興部地 域振興課	上司の命を受けて地域の活性化に関する事務を処理する。
リゾート事業 調整監	企画振興部観 光リゾート課	上司の命を受けてリゾート事業の調整に関する事務を処理する。
人権審議監	生活文化部	上司の命を受けて人権政策の審議に関する事務を処理する。
青少年対策審 議監	生活文化部	上司の命を受けて青少年対策の審議に関する事務を処理する。
女性政策審議 監	生活文化部	上司の命を受けて女性政策の審議に関する事務を処理する。
消費生活対策 監	生活文化部生 活文化政策課	上司の命を受けて消費生活対策に関する事務を処理する。
地域改善調整 監	生活文化部同 和課	上司の命を受けて地域改善対策の調整に関する事務を処理する。
地域改善対策 監	必要な課	上司の命を受けて地域改善対策に関する事務を処理する。
青少年調整監	生活文化部青 少年女性課	上司の命を受けて青少年対策の調整に関する事務を処理する。
医療政策監	健康福祉部	上司の命を受けて医療政策に関する事務を処理する。
福祉政策監	健康福祉部	上司の命を受けて福祉政策に関する事務を処理する。

健康福祉対策 監	健康福祉部健 康福祉政策課	上司の命を受けて高齢化、少子化対策に関する事務を処理する。
監査指導監	健康福祉部医 務福祉課	上司の命を受けて福祉事務所、社会福祉法人及び社会福祉施設の監査指導に 関する事務を処理する。
健康指導監	健康福祉部健 康対策課	上司の命を受けて健康指導に関する事務を処理する。
感染症対策監	健康福祉部健 康対策課	上司の命を受けて感染症対策に関する事務を処理する。
高齢者医療対 策監	健康福祉部高 齢者対策課	上司の命を受けて高齢者医療対策に関する事務を処理する。
母子医療対策 監	健康福祉部児 童家庭課	上司の命を受けて母子医療対策に関する事務を処理する。
薬事指導監	健康福祉部薬 務食品環境課	上司の命を受けて薬事指導に関する事務を処理する。
食品衛生指導 監	健康福祉部薬 務食品環境課	上司の命を受けて食品衛生指導に関する事務を処理する。
国民健康保険 指導監	健康福祉部国 民健康保険課	上司の命を受けて国民健康保険指導に関する事務を処理する。
水道計画調整 監	環境安全部環 境安全政策課	上司の命を受けて水道計画の調整に関する事務を処理する。
環境保全対策 監	環境安全部環 境対策課	上司の命を受けて廃棄物の適正処理に関する事務を処理する。
一般廃棄物対 策監	環境安全部環 境対策課	上司の命を受けて、一般廃棄物対策に関する事務を処理する。
防災対策監	環境安全部消 防防災課	上司の命を受けて防災対策に関する事務を処理する。
交通共済対策 監	環境安全部交 通安全対策課	上司の命を受けて交通災害共済事業に関する事務を処理する。
産業政策調整 監	商工労働部商 工政策課	上司の命を受けて産業政策の調整に関する事務を処理する。
大規模事業調 整監	商工労働部企 業立地課	上司の命を受けて大規模企業立地の調整に関する事務を処理する。
労働調整監	商工労働部労 政課	上司の命を受けて労働政策の調整に関する事務を処理する。
高齢者就労対 策監	商工労働部職 業安定課	上司の命を受けて高齢者就労対策に関する事務を処理する。

金融指導監	農林水産部農 林水産政策課	上司の命を受けて農林水産業に係る金融指導に関する事務を処理する。
団体検査監	農林水産部農 林水産政策課	上司の命を受けて農林水産業団体の検査に関する事務を処理する。
農政調整監	農林水産部農 業経営課	上司の命を受けて農業政策の調整に関する事務を処理する。
構造改善指導 監	農林水産部農 業経営課	上司の命を受けて農業構造改善事業に関する事務を処理する。
普及指導監	農林水産部農 業経営課	上司の命を受けて農業改良普及に関する事務を処理する。
水田営農対策 監	農林水産部農 芸畜産課	上司の命を受けて水田営農対策に関する事務を処理する。
流通対策監	農林水産部農 芸畜産課	上司の命を受けて流通対策に関する事務を処理する。
畜産振興対策 監	農林水産部農 芸畜産課	上司の命を受けて畜産振興に関する事務を処理する。
食肉流通対策 監	農林水産部農 芸畜産課	上司の命を受けて食肉流通対策に関する事務を処理する。
中山間地域対 策監	農林水産部農 村振興課	上司の命を受けて中山間地域対策に関する事務を処理する。
国営事業調整 監	農林水産部農 村振興課	上司の命を受けて国営及び国営事業の連絡調整に関する事務を処理する。
換地指導監	農林水産部農 地整備課	上司の命を受けて換地指導に関する事務を処理する。
農地防災対策 監	農林水産部農 地整備課	上司の命を受けて特殊防災事業等に関する事務を処理する。
林政調整監	農林水産部林 政課	上司の命を受けて林業政策の調整に関する事務を処理する。
森林利用対策 監	農林水産部林 政課	上司の命を受けて森林利用対策に関する事務を処理する。
緑化指導監	農林水産部林 政課	上司の命を受けて緑化指導に関する事務を処理する。
林業団体指導 監	農林水産部林 政課	上司の命を受けて林業団体の育成指導に関する事務を処理する。
森林整備指導 監	農林水産部森 林整備課	上司の命を受けて森林整備指導に関する事務を処理する。

保安林指導監	農林水産部森 林整備課	上司の命を受けて保安林指導に関する事務を処理する。
森林保全対策 監	農林水産部森 林整備課	上司の命を受けて森林保全対策に関する事務を処理する。
漁政調整監	農林水産部漁 政課	上司の命を受けて漁業政策の調整に関する事務を処理する。
水産団体指導 監	農林水産部漁 政課	上司の命を受けて水産業団体の育成指導に関する事務を処理する。
漁業管理指導 監	農林水産部漁 政課	上司の命を受けて漁業管理指導に関する事務を処理する。
資源管理対策 監	農林水産部漁 政課	上司の命を受けて漁業資源管理に関する事務を処理する。
沿岸漁場整備 計画監	農林水産部漁 港整備課	上司の命を受けて沿岸漁場の整備に関する事務を処理する。
主監専門技術 員	農林水産部必 要な課	上司の命を受けて普及事業に関する専門事項の事務を処理する。
主任専門技術 員	農林水産部必 要な課	上司の命を受けて普及事業に関する専門事項の事務を処理する。
専門技術員	農林水産部必 要な課	上司の命を受けて普及事業に関する専門事項の事務を処理する。
道路審議監	土木部	上司の命を受けて道路政策の審議に関する事務を処理する。
訟務監	土木部監理課	上司の命を受けて争訟に関する事務を処理する。
技術管理監	土木部監理課	上司の命を受けて技術管理に関する事務を処理する。
事務改善管理 監	土木部監理課	上司の命を受けて事務改善管理に関する事務を処理する。
用地指導監	土木部公共用 地課	上司の命を受けて用地取得に係る指導及び調整に関する事務を処理する。
漁業補償指導 監	土木部公共用 地課	上司の命を受けて漁業補償指導に関する事務を処理する。
高速道調整監	土木部道路建 設課	上司の命を受けて高規格道路整備の調整に関する事務を処理する。
ダム開発調整 監	土木部河川課	上司の命を受けてダム開発に関する事務を処理する。

福祉のまち指導監	土木部都市住宅計画課	上司の命を受けて福祉のまちづくりに係る技術指導に関する事務を処理する。
都市住宅計画監	土木部都市住宅計画課	上司の命を受けて都市住宅計画指導に関する事務を処理する。
都市整備指導監	土木部都市住宅整備課	上司の命を受けて都市整備指導に関する事務を処理する。
公営住宅監	土木部都市住宅整備課	上司の命を受けて公営住宅整備に関する事務を処理する。
建築指導監	土木部建築開発課	上司の命を受けて建築確認申請指導に関する事務を処理する。
下水道調整監	土木部下水道課	上司の命を受けて下水道事業の指導及び調整に関する事務を処理する。
総括検査監	農林水産部及び土木部	上司の命を受けて建設工事の検査及び検査に伴う工程管理並びに特定の事務を処理する。
検査監	総務部、農林水産部及び土木部	上司の命を受けて営繕工事又は建設工事の検査及び検査に伴う工程管理並びに特定の事務を処理する。
検査主幹	総務部、農林水産部及び土木部	上司の命を受けて営繕工事又は建設工事の検査及び検査に伴う工程管理に関する事務を処理する。
検査主査	総務部、農林水産部及び土木部	上司の命を受けて営繕工事又は建設工事の検査及び検査に伴う工程管理に関する事務を処理する。
出納監	出納局管理課	上司の命を受けて出納事務に関する事務を処理する。
検査指導監	出納局管理課	上司の命を受けて出納検査指導に関する事務を処理する。
船長	農林水産部漁政課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
機関長	農林水産部漁政課	上司の命を受けて漁業取締船の機関に関する事務を処理する。
部付	必要な部	上司の命を受けて部の特定の事務を処理する。
課付	必要な課	上司の命を受けて課の特定の事務を処理する。

6 前項に定めるもののほか、総括政策監を置き、その職務は知事の命を受けて県の重要政策の総括に関する事務を処理するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、国家公務員の職として次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組 織	職 務
社会保険審査官	健康福祉部保険課及び国民年金課	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
指導医療官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて社会保険の事業運営に必要な医療に関する事務を処理する。
地方社会保険監察官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて社会保険事務の監察並びに社会保険徴収専門官、社会保険給付専門官、社会保険調査官、船員保険調査官及び年金専門官の指導に関する事務を処理する。
医療事務指導官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて医療保険事業に従事する療養担当者の指導監査に関する事務を処理する。
保険給付指導官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて社会保険に係る保険給付の指導に関する事務を処理する。
健康保険組合指導官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて健康保険組合の調査及び指導監査に関する事務を処理する。
医療事務専門官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて医療保険事業に従事する療養担当者の指導監査に係る情報・資料の収集及び調査に関する事務を処理する。
業務調整官	健康福祉部保険課及び国民年金課	上司の命を受けて社会保険の業務の改善について調査及び調整に関する事務を処理する。
社会保険徴収専門官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて社会保険の保険料等の滞納処分に関する指導及び連絡調整事務を処理する。
社会保険調査官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて社会保険に係る必要な調査及び検査に関する事項に係る事務を処理する。
社会保険給付専門官	健康福祉部保険課	上司の命を受けて診療報酬請求明細書の点検調査その他特定の事務を処理する。
年金管理官	健康福祉部国民年金課	上司の命を受けて基礎年金業務の企画及び連絡調整に関する事務を処理する。
地方国民年金監察官	健康福祉部国民年金課	上司の命を受けて国民年金の事務の監察及び国民年金調査官の指導に関する事務を処理する。
国民年金調整指導官	健康福祉部国民年金課	上司の命を受けて国民年金業務の事業運営、事務処理方式等についての調査及び調整指導に関する事務を処理する。
年金専門官	健康福祉部保険課及び国民年金課	上司の命を受けて国民年金に係る被保険者及び年金受給者の指導、相談、照会及び苦情の事務を処理する。
国民年金障害給付専門官	健康福祉部国民年金課	上司の命を受けて国民年金給付に関する障害認定の事務を処理する。

国民年金調査官	健康福祉部国民年金課	上司の命を受けて国民年金に係る必要な調査に関する事務を処理する。
主幹	健康福祉部保険課及び国民年金課並びに商工労働部職業安定課及び雇用保険課	上司の命を受けて課における重要事項を処理する。
副主幹	健康福祉部保険課及び国民年金課並びに商工労働部職業安定課及び雇用保険課	上司の命を受けて課内の連絡調整事務を処理する。
地方職業安定監察官	商工労働部職業安定課	上司の命を受けて公共職業安定所における職業安定行政の執行状況の監察に関する事務を処理する。
地方障害者雇用担当官	商工労働部職業安定課	上司の命を受けて障害者雇用に関する事務を処理する。
地方職業指導官	商工労働部職業安定課	上司の命を受けて職業指導に関する事務を処理する。
地方雇用計画官	商工労働部職業安定課	上司の命を受けて雇用計画の策定及び推進並びに雇用及び失業状況の分析に関する事務を処理する。
地方雇用保険監察官	商工労働部雇用保険課	上司の命を受けて公共職業安定所における雇用保険業務の監察並びに雇用保険適用事業所及び労働保険事務組合の労働保険業務の検査に関する事務を処理する。
地方徴収専門官	商工労働部雇用保険課	上司の命を受けて労働保険の保険料その他の徴収金の徴収に関し、滞納処分等の処理等専門的及び技術的な事項に係る事務を処理する。
主任	健康福祉部保険課及び国民年金課	上司の命を受けて担当の事務に従事する。

第二十七条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

自治研修所

東京事務所

第二十七条第四項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第一号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

一 県民生活センター

第三十条第三項の表桑名県税事務所の項の前に次のように加える。

北勢振興事務所 四日市市 北勢県民局の所管区域に同じ。

第三十条第四項の表津県税事務所の項の前に次のように加える。

津地方振興事務所 津市 津地方県民局の所管区域に同じ。

第三十条第五項の表松阪県税事務所の項の前に次のように加える。

松阪地方振興事務所 松阪市 松阪地方県民局の所管区域に同じ。

第三十条第六項の表伊勢県税事務所の項の前に次のように加える。

南勢志摩振興事務所 伊勢市 南勢志摩県民局の所管区域に同じ。

第三十条第七項の表上野県税事務所の項の前に次のように加える。

伊賀振興事務所 上野市 伊賀県民局の所管区域に同じ。

第三十条第八項の表紀州県税事務所の項の前に次のように加える。

紀北振興事務所 尾鷲市 紀北県民局の所管区域に同じ。

第三十条第九項の表紀南福祉事務所の項の前に次のように加える。

紀南振興事務所 熊野市 紀南県民局の所管区域に同じ。

第三十一条を次のように改める。

(内部組織)

第三十一条 北勢県民局北勢振興事務所に次の各号に掲げる課を設ける。

一 地域調整室

二 総務課

三 振興課

四 防災保安課

五 県民生活課

2 津地方県民局津地方振興事務所、松阪地方県民局松阪地方振興事務所、南勢志摩県民局南勢志摩振興事務所、伊賀県民局伊賀振興事務所、紀北県民局紀北振興事務所及び紀南県民局紀南振興事務所に次の各号に掲げる課を設ける。

一 地域調整室

二 総務課

三 振興防災課

四 県民生活課

第三十条第一項を次のように改める。

振興事務所地域調整室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県民局の所管区域における県行政の総合調整に関すること。

二 県政の広報及び広聴に関すること。

三 地方連絡会議に関すること。

四 地域振興計画及び総合開発計画に関すること。

五 災害復興対策の調整及び推進に関すること。

六 行政相談に関すること。

七 人権に関すること。

八 同和対策に関すること。

九 知事の特命事項に関すること。

第三十条第五項中「県民局」を「振興事務所」に、「第一項」を「第二項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「県民局商工労働生活課」を「振興事務所県民生活課」に改め、同項第五号中「余暇活用対策」を「余暇」に改め、同項第六号を次のように改め、同項を同条第五項とする。

六 文化行政の推進に関すること。

第三十条第三項中「県民局防災保安課」を「振興事務所防災保安課」に改め、同項第七号中「北勢県民局及び紀北県民局」を「北勢振興事務所及び紀北振興事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「県民局」を「振興事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 振興事務所総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 公印の管理に関すること。

二 文書の処理及び保存に関すること。

- 三 職員の身分及び服務に関する事。
- 四 予算及び経理に関する事。(選挙管理委員会に係るものを含む。)
- 五 財産の管理に関する事。
- 六 出納その他会計に関する事。(選挙管理委員会に係るものを含み、物品の出納及び保管に限る。)
- 七 庁内の取締りに関する事。
- 八 旅券申請受理及び交付に関する事。(紀南振興事務所に限る。)
- 九 その他県民局の所管区域のうち、他の出先機関、所及び課の所管に属しない事。

第五十四条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを、一ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 三 建築課 建築係
- 第五十四条第二項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 建築課 建築係
- 第五十五条中第八項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 土木事務所建築課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 住宅金融公庫の受託業務に関する事。
 - 二 公営住宅法の施行に関する事。
 - 三 建築基準法の施行に関する事。
 - 四 浄化槽法の施行に関する事。(建設省の所管に係るもの(浄化槽工事業者の登録に係るものを除く。)に限る。)
 - 五 建築士法の施行に関する事。
 - 六 建築統計に関する事。
 - 七 住宅相談に関する事。
 - 八 宅地建物取引業に関する事。
 - 九 都市計画法の施行に関する事。(開発行為等の規制、都市計画施設等の区域内における建築の規制及び風致地区内における建築等の規制に限る。)
 - 十 宅地開発の基準に関する事。
 - 十一 その他建築、住宅及び土地開発に関する事。

第六十条第一項中「飯南多気福祉事務所」を削り、同条第三項中「伊賀福祉事務所」を「飯南多気福祉事務所、伊賀福祉事務所」に改める。

第六十一条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

第三章第三節第二款を次のように改める。

- 第二款 削除
- 第八十九条及び第九十条 削除

第三章第三節第四款を次のように改める。

- 第四款 東京事務所
- (設置)

第九十四条 中央行政機関との連絡その他の事務を分掌させるため、東京事務所を設置する。

2 東京事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
三重県東京事務所			東京都千代田区

(分掌事務)

- 第九十四条の二 東京事務所の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 中央行政機関その他関係団体との連絡調整に関する事。
 - 二 県政に係る情報及び資料の収集、調査等に関する事。
 - 三 物産の紹介及び販売のあっせんに関する事。
 - 四 観光の紹介及び宣伝に関する事。
 - 五 東京都その他の関東地方及び東北地方との経済交流の促進に関する事。

- 六 昭和学寮の庶務に関する事。
- 第三章第五節第二款の次に次の一款を加える。

- 第二款の二 県民生活センター
- (名称及び位置)

第五十五条の二 三重県民生活センター条例(昭和六十一年三重県条例第二十号)第二条に規定する県民生活センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
三重県民生活センター			津市

第五十五条の三 県民生活センターに次の各号に掲げる課を設置する。

- 消費生活相談課
- 交通事故相談課

(分掌事務)

第五十五条の四 消費生活相談課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公団の管理に関する事。
- 二 文書の処理及び保存に関する事。
- 三 職員の身分及び服務に関する事。
- 四 予算及び経理に関する事。
- 五 財産の管理に関する事。
- 六 出納その他会計に関する事。
- 七 広報及び広聴に関する事。
- 八 消費生活に係る相談に関する事。
- 九 消費生活に係る知識の普及等消費者に対する啓発に関する事。
- 十 消費生活において使用される商品の試験及び検査に関する事。
- 十一 その他交通事故相談課の所管に属しない事。

2 交通事故相談課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 交通事故に係る賠償、更生その他の問題についての指導助言に関する事。
- 二 交通事故り災者の各種援護機関へのあっせんに関する事。
- 三 市町村が行う交通事故相談の指導に関する事。
- 四 その他交通事故相談に関する事。

第三章第五節第十款を次のように改める。

- 第十款 削除

第七十七條から第七十八條まで 削除

第一百十八条第一項の長局次長の項を削り、同条所長の項職務の欄に次のただし書を加える。

ただし、振興事務所にあつては、上司の命を受けて所の事務を掌理し、部下職員を指揮監督するとともに、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

第一百十八条第一項の表室長の項を削り、同表課長の項中	課長	課	を
	課長(室長)	課(室)	

に改め、同条第三項の表教授の項中「自治研修所及び」を削る。

第二百一十條第二項中「及び上野公共職業安定所」を削り、同項第一号及び第四号を次のように改める。

- 三 職業紹介部門
- 四 雇用開発部門

第二百一十條第三項第一号及び第三号を次のように改める。

- 一 職業相談部門
- 二 求人・専門援助部門

第二百三十条第四項中「及び伊勢公共職業安定所」を削り、同項第三号から第五号までを次のように改める。

- 三 職業相談部門
- 四 求人部門
- 五 情報企画部門

第二百三十一条第五項第三号及び第四号を次のように改める。

- 三 職業相談部門
- 四 求人・専門援助部門

第二百三十一条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 伊勢公共職業安定所の分課は、次の各号に掲げるとおりである。

- 一 庶務課
- 二 雇用保険課
- 三 職業相談部門
- 四 専門援助部門
- 五 事業所部門

7 上野公共職業安定所の分課は、次の各号に掲げるとおりである。

- 一 庶務課
- 二 雇用保険課
- 三 職業相談部門
- 四 求人・専門援助部門

第二百三十二条の表労働保険適用指導官の項の次に次のように加える。

介護労働専門官	上司の命を受けて介護労働者、看護婦等の雇用管理の改善に関する事業主その他の関係者に対する指導・援助及び介護労働者、看護婦等になろうとする求職者に関する職業指導、職業紹介その他必要な指導・援助に関する事務を処理する。
---------	---

第二百三十条中「保健環境部」を「環境安全部」に、「環境政策課課長補佐」を「環境安全政策課課長補佐」に、「生活環境課課長補佐」を「廃棄物対策課課長補佐」に改める。

第二百三十五条第一項の表を次のように改める。

環境安全部消防防災課の課長、保安担当課長補佐、保安第一係長及び保安第二係長並びに保安第一係及び保安第二係に配属された職員	イ 高圧ガス取締法第六十六条の保安管理員 ロ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十五条第一項の液化石油ガス検査員
県民局振興事務所の所長、次長、振興防災課長及び防災保安課長並びに振興防災課及び防災保安課に配属された職員	

第二百三十五条第二項の表を次のように改める。

農林水産部農村振興課の農地調整係長 県民局農林水産事務所の企画総務部農務課長及び農政部農政課長	地方自治法施行規程第七十七条第一項の小作主事
農林水産部農芸畜産課の水田営農対策課、課長補佐（農芸担当の技術吏員に限る。）、食糧係長及び食糧係に配属された職員 県民局農林水産事務所企画総務部の農務課長及び農務課に配属された職員並びに農政部の農業振興課長及び農業振興課に配属された職員	食糧管理法施行規則（昭和五十七年農林水産省令第一号）第七十八條第一項に規定する臨検検査員
農林水産部農芸畜産課の流通対策課、課長補佐（農芸担当の技術吏員に限る。）、流通消費係長及び流通消費係に配属された職員	卸売市場法第六十六条第三項に規定する検査員

四	県民局農林水産事務所企画総務部の農務課長及び農務課に配属された職員並びに農政部の農業振興課長及び農業振興課に配属された職員	卸売市場法の施行等に関する条例（昭和四十六年三重県条例第六十一号）第四十三条第四項に規定する検査員
五	農林水産部農芸畜産課の流通対策課、課長補佐（農芸担当の技術吏員に限る。）、流通消費係長及び流通消費係に配属された職員 県民局農林水産事務所企画総務部の農務課長及び農務課に配属された職員並びに農政部の農業振興課長及び農業振興課に配属された職員 三重県中央卸売市場に配属された職員	三重県中央卸売市場条例第七十四条第三項に規定する検査員
六	農林水産部農芸畜産課の畜産振興対策課、課長補佐（畜産担当の技術吏員に限る。）、畜産振興係長、畜産生産係長及び畜産環境係長並びに畜産振興係、畜産生産係及び畜産環境係に配属された職員（事務吏員を除く。）、並びに家畜衛生対策室の室長及び家畜衛生対策室に配属された職員 県民局農林水産事務所企画総務部の農務課長及び農務課に配属された職員（事務吏員を除く。）、並びに農政部の農業振興課長及び農業振興課に配属された職員（事務吏員を除く。）、並びに家畜保健衛生所に配属された職員（事務吏員を除く。）、 四 健康福祉部業務食品環境課、保健所又は食肉衛生検査所に配属された職員（獣医師法第三条の免許を有する者に限る。）、	家畜伝染病予防法第五十二条第一項の家畜防疫員
七	農林水産部農芸畜産課の畜産生産係長及び畜産生産係に配属された職員	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十二条に規定する検査員
八	農林水産部農芸畜産課の畜産生産係長及び畜産生産係に配属された職員	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二十五条第一項に規定する検査員
九	農林水産部農芸畜産課の畜産振興係長及び畜産振興係に配属された職員並びに家畜衛生対策室に配属された職員 県民局農林水産事務所企画総務部の農務課長及び農務課に配属された職員並びに農政部の農業振興課長及び農業振興課に配属された職員 農業技術センター生産環境部に配属された職員 環境保全担当職員に限る。 四 家畜保健衛生所に配属された職員（事務吏員を除く。）、	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十一条第一項の飼料検査職員
十	農林水産部農芸畜産課の畜産生産係長及び畜産生産係に配属された職員（事務吏員を除く。）、 県民局農林水産事務所企画総務部の農務課長及び農務課に配属された職員（事務吏員を除く。）、並びに農政部の農業振興課長及び農業振興課に配属された職員	三重県畜産検査条例（昭和二十二年三重県条例第七号）第四十条第四項の種畜検査員

十一	一 農林水産部農芸畜産課家畜衛生対策室に配属された職員 二 家畜保健衛生所の防疫課長、防疫生産課長、検査課長並びに防疫課、防疫生産課及び検査課に配属された職員	獣医師法第二十一、条第三項に規定する検査員
十二	一 農林水産部農芸畜産課家畜衛生対策室に配属された職員 二 家畜保健衛生所の業務課長、防疫課長、防疫生産課長、病性鑑定課長、検査課長及び支所長並びに業務課に配属された職員（事務吏員を除く。）	獣医師法第八、条第一項に規定する検査員
十三	一 農林水産部農芸畜産課家畜衛生対策室の室長及び家畜衛生対策室に配属された職員 二 家畜保健衛生所の各課長、支所長及び業務課に配属された職員（事務吏員を除く。）	乗車法第七、条第一項の乗車監視員
十四	農業技術センター生産環境部に配属された職員（環境保全担当職員に限る。農業技士を除く。）	肥料取締法第三、条第一項に規定する肥料検査員
十五	家畜保健衛生所の所長、各課長及び支所長	家畜伝染病予防法第五十八、条第四項の講師人
十六	一 農林水産部森林整備課の課長、課長補佐、造林種苗係長、森林保全係長及び専門技術員並びに造林種苗係及び森林保全係に配属された職員 二 県民局農林水産事務所林政部の部長、次長及び林業振興課長並びに林業振興課に配属された職員 三 林業技術センターの所長、研究調整監、指導室長及び専門技術員	森林病害虫等防除法第十二、条の森林害虫防除員
十七	一 農林水産部漁政課の課長、課長補佐及び資源管理指導監 二 農林水産部漁政課資源管理推進室の室長及び資源管理推進室に配属された職員（漁業管理担当職員に限る。） 三 県民局農林水産事務所水産部の部長、水産漁港課長、水産課長及び水産課漁政係長	水産資源保護法第三、条第一項の水産資源保護指導吏員
十八	土木部都市住宅整備課の住宅管理係長及び県民局土木事務所の建築課長	公営住宅法第三、条第一項の公営住宅監視員
十九	県民局土木事務所の所長、部長、次長並びに管理課、建設一課、建設二課、建設三課及び維持課に配属された職員（現業職員を除く。）	道路法第七十一、条第四項の道路監視員

二十	土木部河川課の課長、ダム開発調整監、課長補佐、ダム開発調整担当主幹、設備担当主幹、ダム企画担当主幹、水政係長、計画係長及び改良係長並びに県民局土木事務所の所長、部長、次長、管理課長、建設一課長、建設二課長、建設三課長及び維持課長	河川法第七、条第一項の河川監視員
二十一	県民局土木事務所、四日市土木事務所及び土野土木事務所を除く。の所長、部長、次長並びに管理課、建設一課、建設二課、建設三課及び維持課に配属された職員（現業職員を除く。）並びに津松阪港及び鳥羽港に駐在を命じられた職員（現業職員を除く。）	三重県港湾施設管理支例（昭和四十八年三重県条例第一、号）第十四、条第一項の港湾監視員

第三、条第三項の表を次のように改める。

一	生活文化部統計課に勤務を命じられた職員	統計法第十、条第一項の統計主事
二	一 農林水産部漁政課の課長、課長補佐、漁業管理指導監、漁船取締係長及び漁船取締係に配属された職員 二 農林水産部漁政課資源管理推進室の室長及び資源管理推進室に配属された職員（漁業管理担当職員に限る。） 三 県民局農林水産事務所水産部の部長、水産漁港課長、水産課長及び水産課漁政係長	漁業法第七十四、条第一項の漁業監督吏員
三	土木部建築開発課の課長及び県民局土木事務所の建築課長	建築基準法第四、条第五項の建築主事
四	県民局土木事務所の建築課建築係長	建築基準法第九、条の一の建築監視員

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- （三重県事務次長及び委任規則の部改正）
三重県事務次長及び委任規則（昭和六十一年三重規則第二十、号）の、部を次のように改正する。
第一、条第十、号中「世界祝祭博覧会推進局長、及び（知事公室長を含む。）」を削り、同条第十一、号中「世界祝祭博覧会推進局次長、及び（知事公室次長を含む。）」を削り、同条第十二、号中「室長補佐」を「調整監」に改め、同条第十三、号中「局次長及び」を削る。
第三、条に次のただし書を加える。
ただし、理事については、知事の承認を得て別途定めるものとする。
第五、条中「県民局次長、」を削る。
附則に次の一、項を加える。
3 当分の間、別表第一の各表の見出しの課名を「次の事務を分掌する課」と読み替える。
別表第一、推進課の表を削る。

別表第一、消防防災課の表中	〇	県民局	を		
〇	振興事務所	に、	〇	県民局	を
〇	振興事務所	に改める。			

別表第一 地方課の表中 ○ 通称部 を ○ 通称事務部 に、

○ 通称部 を

○ 通称事務部 に、

○ 通称部 を

○ 通称事務部 に改める。

別表第一 青少年女性課の表出先機関等の名称の欄中「通称部」を「通称事務部」に改める。

別表第二 商工政策課の表中 ○ 通称部 を

○ 通称事務部 に、 ○ 通称部 を

○ 通称事務部 に改める。

別表第一 商工振興課の表出先機関等の名称の欄及び別表第一 商工金融課の表出先機関等の名称の欄中「通称部」を「通称事務部」に改める。

別表第一 都市計画課の表第一号の項及び第二号の項から第九号の項までの規定、別表第一 建築営繕課の表第四号の項及び第六号の項、別表第一 開発指導課の表第一号の項第五号、第九号から第十号までの規定、第十八号から第二十号までの規定、第三十七号、第三十八号及び第七十一号並びに別表第二 下水道課の表第一号の項第二号、第五号、第十号から第十五号までの規定、第十八号、第二十号から第三十三号までの規定及び同表第一号の項中 ○ 通称部 を

○ 通称事務部 に改める。

(三重県公印規則の一部改正)

4 三重県公印規則(昭和三十一年三重県規則第九十一号)の、部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「世界祝祭博覧会推進局長、知事公室長及び、を削り、同項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同項第十六号中「交通政策室長、交通安全対策室長、高速度推進室長及び、を削り、同項第十三号とし、同項第十七号を第十四号とし、第十八号を第十五号とし、同項第十九号中「紀南県民局、紀北県民局」を削り、同項第二十号を第十六号とし、同項中第二十一号を第十七号とし、第二十二号を第十八号とし、第二十三号を第十九号とし、同条第三項中「事務局長」を削り、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第四号とする。

第二条中「(室を含む。以下同じ。)」を削る。

別表中「学事文書課」を「行政文書課」に、「農政課」を「農林水産政策課」に、「紀南県民局総務調整室」を「紀南県民局紀南振興事務所」に、「北勢県民局総務調整室」を「北勢県民局北勢振興事務所」に、「津地方県民局総務調整室」を「津地方県民局津地方振興事務所」に、「松阪地方県民局総務調整室」を「松阪地方県民局松阪地方振興事務所」に、「南勢志摩県民局総務調整室」を「南勢志摩県民局南勢志摩振興事務所」に、「伊賀県民局総務調整室」を「伊賀県民局伊賀振興事務所」に、「紀北県民局総務調整室」を「紀北県民局紀北振興事務所」に、「郡市住宅局建築営繕課」を「建築開発課」に改め、同表知事印の項中「総務部消防防災課」を「環境安全

部消防防災課」を「環境安全課」に、「健康福祉部国民年金課」を「健康福祉部国民年金課」に、「水産事務局漁政課」を「漁政課」に改

め、同表部長印の項中

三重県(部名)
世界祝祭博覧会推進局長又は出納局長之印

三重県(部名)
知事公室政策課長之印

に改め、

世界祝祭博覧会推進局長推進課知事公室政策課

を削り、

健康福祉部国民年金課を

企画振興部政策調整課生活文化部生活文化政策課健康福祉部健康福祉政策課環境安全部環境安全政策課

に改め、同表部長職務代理者印の項中

三重県(部長、世界祝祭博覧会推進局長、知事公室政策課長又は出納局長)職務代理者印

を

三重県(部長、知事公室政策課長又は出納局長)職務代理者印

に改め、

世界祝祭博覧会推進局長推進課知事公室政策課

を削り、同表理事印の項及び理事職務代理者印の項中

世界祝祭博覧会推進局長推進課知事公室政策課健康福祉部環境局を

企画振興部政策調整課土木部監理課

に改め、同表局長印の項、局長職務代理者印の項、事務局長印の項、事務局長職務代理者印の項及び総括指導監印の項を削り、同表出納員印の項中

紀北県民局紀南県民局東京事務所県税事務所自動車税事務所

を

東京事務所県税事務所自動車税事務所

に、

健康福祉部を「健康福祉部」に改める。

(職員の日額旅費に関する規則の一部改正)

4 職員の日額旅費に関する規則(昭和三十一年三重県規則第三十七号)の、部を次のように改正する。

別表第二号の項中「知事公室政策課」を「企画振興部政策調整課」に改める。

(三重県財政状況の公表に関する条例施行規則の一部改正)

5 三重県財政状況の公表に関する条例施行規則(昭和三十一年三重県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務調整室」を「振興事務所」に改める。

第三条中「並びに県民局長」を「及び県民局振興事務所長」に改める。

(三重県予算調製及び執行規則の一部改正)

6 三重県予算調製及び執行規則(昭和三十一年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事公室及び、及び「並びに理事」を削り、同条第一号中「及び室」を削る。

第十四条の二中「林業事務局局長、水産事務局局長及び」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

(準用)

第十九条 理事が掌理する特定の事務に係る予算の執行については、第四条及び第十、条から第十八条までの規定を準用する。この場合において、第四条及び第十、条から第十八条までの規定中「主務部長」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(三重県掲示場の設置及び管理規則の一部改正)

- 7 三重県掲示場の設置及び管理規則(昭和四十四年三重県規則第十号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「管財課」を「管財管理課」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「学事文書課」を「行政管理課」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第六条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「うえ」を「上」に改める。

第七条中「課(室)長」を「課長」に改める。

第八条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(三重県公報発行規則の一部改正)

- 8 三重県公報発行規則(昭和三十三年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「学事文書課長補佐」を「行政管理課長補佐」に、「学事文書課文書係長」を「行政管理課文書担当主幹」に改める。

第四条第一項、第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第五条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「学事文書課長」を「行政管理課長」に改め、同条第二項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第六条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

(三重県公有財産規則の一部改正)

- 9 三重県公有財産規則(昭和三十九年三重県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「管財課」を「管財管理課」に改める。

第五条第一項、第七条、第二十二條第二項、第三十五条及び第三十七条中「管財課長」を「管財管理課長」に改める。

(三重県庁舎管理規則の一部改正)

- 10 三重県庁舎管理規則(昭和三十九年三重県規則第五十三号)の一部を次のとおり改正する。

第二条第五号中「警察庁舎」を「警察署庁舎」に、「第七条」を「第八条」に、「第十八条」を「第四十六条」に、「派出所」を「交番」に改め、同条第七号中「室」及び「又は室」を削る。

第三条第三項中「管財課長」を「管財管理課長」に改める。

第八条から第十条までの規定中「管財課長」を「管財管理課長」に改める。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第6条関係)」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第6条関係)」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第8条関係)」に、「附録様式」を「附録様式(第8条関係)」に、「要」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第9条関係)」に、「附録様式」を「附録様式(第9条関係)」に、「要」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第10条関係)」に、「附録様式」を「附録様式(第10条関係)」に、「要」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第12条関係)」に、「要」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

(三重県公営管理規則の一部改正)

- 11 三重県公営管理規則(昭和三十九年三重県規則第四十九号)の一部を次のとおり改正する。

第三条、第五条、第六条第三項及び第十六条第二項中「管財課長」を「管財管理課長」に改める。

(三重県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部改正)

- 12 三重県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則(昭和四十年三重県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「土木部市住宅局開発指導課」を「企画振興部政策調整課」に改める。

(三重県地域食品認証規則の一部改正)

- 13 三重県地域食品認証規則(昭和五十六年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「県民局長」を「振興事務局長」に改める。

(三重県情報公開審査会規則の一部改正)

- 14 三重県情報公開審査会規則(昭和六十一年三重県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「総務部学事文書課」を「生活文化部広報課」に改める。

(私立学校法等施行細則の一部改正)

- 15 私立学校法等施行細則(昭和五十五年三重県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条中「総務部学事文書課」を「生活文化部学事課」に改める。

(三重県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

- 16 三重県青少年健全育成条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「福祉部」を「生活文化部」に改め、同条第二号中「県民局」を「振興事務所」に改める。

第七条第二項中「福祉部」を「生活文化部」に、「県民局」を「振興事務所」に改める。

(事物及び勅物取締法施行細則の一部改正)

- 17 事物及び勅物取締法施行細則(昭和三十三年三重県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九号様式中「宛端通達票」を「宛端通達票」に改める。

(結核予防法施行細則の一部改正)

- 18 結核予防法施行細則(昭和二十七年三重県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九号様式中「宛端通達票」を「宛端通達票」に改める。

(精神保健法施行細則の一部改正)

- 19 精神保健法施行細則(昭和四十九年三重県規則第十九号の二)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「宛端通達票」を「宛端通達票」に改める。

(三重県病院事業財務規則の一部改正)

- 20 三重県病院事業財務規則(平成二年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「保健環境部長」を「健康福祉部長」に、「保健環境部」を「健康福祉部」に改める。

(公害紛争処理法施行細則の一部改正)

- 21 公害紛争処理法施行細則(昭和四十五年三重県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「保健環境部環境局環境政策課」を「環境安全部環境安全政策課」に改める。

(三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

- 22 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「保健環境部環境局生活環境課」を「環境安全部環境安全政策課」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

- 23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年三重県規則第四十八号の二)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「保健環境部環境局生活環境課」を「環境安全部廃棄物対策課」に改める。

(三重県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

- 24 三重県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年三重県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「農林水産部長」を「環境安全部長」に改める。

(三重県消防表彰規則の一部改正)

- 25 三重県消防表彰規則(昭和四十四年三重県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「県民局県事務所長又は県民局地方振興事務所長」を「県民局振興事務所長」に改める。

(三重県災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

- 26 三重県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十八年三重県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「知事公室長及び、を削る。

第六条の見出し中「地方災害対策本部」を「地方災害対策部」に改める。

第八条第二項中「知事公室政策課」を「総務部人事課」に、「地域振興部地方課」を「企画振興部政策調整課」に、「総務部消防防災課」を「生活文化部生活文化政策課」に、「福祉部社会課」を「健康福祉部健康福祉政策課」に、「保健環境部医務課」を「環境安全部消防防災課」に、「農政課」を「農林水産政策課」に改める。

(三重県生乳取引調停審議会規則の一部改正)

27 三重県生乳取引調停審議会規則(昭和二十七年三重県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「畜産課」を「農業畜産課」に改める。

(三重県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部改正)

28 三重県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和四十二年三重県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「林業事務局」を削る。

(三重県建設工事検査規則の一部改正)

29 三重県建設工事検査規則(昭和四十二年三重県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「農林水産部」を「総務部(管財営繕課)、農林水産部」に改める。

第七条第一項中「総括検査監」の下に「(総務部にあつては、総務部長)」を加え、同条第二項中「として総括検査監」の下に「(総務部にあつては、検査監。以下この項において同じ。)」を加える。

第二十六条第一項中「課」の下に「(総務部管財営繕課を除く。)」を加える。

第二十八条中「総括検査監」の下に「(総務部にあつては、検査監)」を加える。

(三重県屋外広告物審議会規則の一部改正)

30 三重県屋外広告物審議会規則(昭和三十六年三重県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「計画課」を「都市住宅計画課」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

31 建築基準法施行細則(昭和四十六年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「都市住宅局建築営繕課」を「建築開発課」に改める。

(三重県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

32 三重県宅地建物取引業法施行細則(昭和四十四年三重県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「県庁所在地調整指導課」を「調整指導課」に改める。

第三号様式備考8中「県庁所在地調整指導課」を「調整指導課」に改める。

三重県昭和学寮条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十日

三重県知事 田川亮三

三重県規則第三十六号

三重県昭和学寮条例施行規則の一部を改正する規則

三重県昭和学寮条例施行規則(昭和十九年三重県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「知事公室政策課長」を「企画振興部政策調整課長」に改め、並びに入寮者を代表する者三名を削り、「きく」を「聴く」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に、「第二条第二項前段」を「第二条第三項前段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条第五項の改正規定(「知事公室政策課長」を「企画振興部政策調整課長」に改める部分に限る。)は、平成七年四月一日から施行する。

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十日

三重県知事 田川亮三

三重県規則第三十六号の二

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則(平成二年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事公室」を「生活文化部」に改める。

第四条第二項中「勤務を要しない日」を「週休日」に改め、同条第四項中「知事公室」を「生活文化部」に改める。

第五条第三項中「あらかじめ勤務日に休日を振り替えたうえで、休日に勤務させることができる」を「休日の全勤務時間について特に勤務することを命じた場合は、当該休日後の勤務日を代休日として指定することができる」に改める。

第六条第三項中「請求し、課長の承認を得なければ、を「請求しなければ」に改める。

第七条第三項中「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

人事務規則

三重県人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二十号)第五十二條第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則(二一四(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 坪井俊輔

三重県人事委員会規則(二一四(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則(二一四(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一、議事事務局の項中「調整監」を「調整監 調査監」に改め、同表知事部局の項を次のように改める。

知事部局	総括政策監 部長 理事 医務政策監 福祉政策監 次長 審議監 参事 技監 政策審議監 地域振興審議監 人権審議監 青少年対策審議監 女性政策審議監 道路審議監 総括検査監 課(室)長 調整監 副参事 監理監 指導監 税務調査監 財産管理監 施設管理監 設備指導監 検査監 政策調整監 報道監 土地利用調整監 四日市港振興対策監 水源地域対策監 地域改善対策監 地域政策振興監 情報化推進監 電源政策調整監 地域活性化対策監 リゾート事業調整監 消費生活対策監 地域改善調整監 青少年調整監 健康福祉対策監 監査指導監 健康指導監 感染症対策監 高齢者医療対策監 母子医療対策監 薬事指導監 食品衛生指導監 国民健康保険指導監 水道計画調整監 環境保全対策監 一般廃棄物対策監 防災対策監 交通共済対策監 産業政策調整監 大規模事業調整監 労働調整監 高齢者雇労対策監 金融指導監 団体検査監 農政調整監 構造改善指導監 普及指導監 主監専門技術員 水田営農対策監 流通対策監 畜産振興対策監 食肉流通対策監 中山間地域対策監 国営事業調整監 換地指導監 農地防災対策監 林政調整監 林業団体指導監 緑化指導監 森林利用対策監 森林整備指導監 保安林指導監 森林保全対策監 漁政調整監 水産団体指導監 漁業管理指導監 資源管理対策監 沿岸漁場整備計画監 公務監 技術管理監 事務改善管理監 用地指導監 漁業補償指導監 高速道調整監 タム開発調整監 福祉のまち指導監 都市住宅計画監 都市整備指導監 公営住宅監 建築指導監 下水道調整監 課(室)長補佐 秘書課主幹 行政管理局主幹 行政管理局及び法合担当のものに限る。 財政課主幹 指導主幹 部の主管課の管理係長 人事係長 給与係長 行政管理局係長 庁舎管理係長 人事課主査 人事及び給与担当のものに限る。 秘書課主査 行政管理局主査 行政管理局及び法合担当のものに限る。 財政課主査 指導主査 人事課の人事係並びに給与係の主任主事及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。 行政管理局の行政管理局の主任主事及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)
------	---

別表第一、出納局の項中「副参事」を削り、「出納監」を「出納監 検査指導監」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育次長 部長」を「教育次長 審議監 参事」に、「課(室)長補佐」を「教育指導監 文化財指導監 課長補佐 教職員課主幹(人事及び給与担当のものに限る。)」に改め、「教職員課主査」の下に「(人事

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第9条関係）」に改め、同表班の長の欄中「建築営繕課営繕第一係長」を「管財営繕課営繕第一係長」に、「管財課電気係長」を「管財営繕課保守管理担当主査」に、「管財課機械設備係長」を「管財営繕課保守管理担当主幹」に、「管財課庁舎管理係長」を「管財営繕課庁舎管理係長」に改める。

別表第2B階分隊の項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「学事文書課課長補佐」を「行政管理課課長補佐」に、「学事文書課業務管理係長」を「行政管理課管理係長」に、「学事文書課文書係長」を「行政管理課文書担当主幹」に、「学事文書課主幹」を「行政管理課主幹」に改め、同表2階分隊の項中「地方課長」を「政策調整課長」に、「統計課長」を「生活文化政策課長」に、「地方課管理係長」を「政策調整課管理係長」に、「地域振興課開発調整係長」を「生活文化政策課管理係長」に、「観光リゾート推進課企画係長」を「観光リゾート課企画係長」に改め、同表3階分隊の項中「政策課長」を「市町村課長」に、「政策課管理係長」を「市町村課管理係長」に改め、同表4階分隊の項中「社会課長」を「健康福祉政策課長」に、「青少年女性課長」を「医務福祉課長」に、「社会課管理係長」を「健康福祉政策課管理係長」に、「建築営繕課管理係長」を「医務福祉課育成指導係長」に、「青少年女性課企画調整係長」を「都市住宅整備課管理係長」に、「開発指導課企画調整係長」を「建築開発課宅建業係長」に改め、同表5階分隊の項中「都市計画課長」を「都市住宅計画課長」に、「都市計画課管理係長」を「都市住宅計画課管理係長」に、「調整課管理係長」を「公共用地課管理係長」に改め、同表6階分隊の項中「農政課長」を「農林水産政策課長」に、「農政課管理係長」を「農林水産政策課管理係長」に、「経済園芸課調整係長」を「農業経営課調整係長」に、「漁政課管理係長」を「漁政課調整係長」に、「畜産課畜政係長」を「農芸畜産課調整係長」に、「林政課管理係長」を「林政課調整係長」に、「農林整備課構造改善係長」を「農村振興課調整係長」に改め、同表7階分隊の項中「情報システム推進課長」を「教職員課長」に、「生涯学習課社会係長」を「生涯学習課企画調整係長」に、「指導課指導企画係長」を「指導課指導調整係長」に、「文化振興課文化政策係長」を「文化芸術課文化調整係長」に、「情報システム推進課高度情報係長」を「行政管理課電算企画係長」に改め、同表8階分隊の項中「医務環境課長」を「環境安全政策課長」に、「医務環境課管理係長」を「環境安全政策課管理係長」に、「保険予防課老人保健係長」を「自然環境課自然環境係長」に、「商工振興課流通貿易係長」を「商工振興課物産貿易係長」に、「業務食品環境課環境衛生係長」を「商工金融課振興資金係長」に改め、同表R階分隊の項中「大気水質課水質規制係長」を「大気水質課環境保健係長」に、「環境施設課一般廃棄物係長」を「廃棄物対策課一般廃棄物係長」に改め、同表厚生棟分隊の項中「学事文書課課長補佐」を「行政管理課課長補佐」に、「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「職員課保健福祉係長」を「職員課企画管理係長」に、「学事文書課印刷係」を「行政管理課印刷係」に、「職員互助会事業部厨房主任」を「職員食堂厨房主任」に、「職員課福利厚生係長」を「職員課給付年金係長」に改め、同表隊付の項中「管財課管財第一係長」を「管財営繕課管財第一係長」に、「管財課管財第二係長」を「管財営繕課管財第二係長」に、「管財課庁舎管理係長」を「管財営繕課庁舎管理係長」に、「管財課電気係長」を「管財営繕課保守管理担当主査」に、「管財課機械設備係長」を「管財営繕課保守管理担当主幹」に、「建築営繕課営繕第一係長」を「管財営繕課営繕第一係長」に改める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

川 崎 県 訓 令 第 四 号

計 画 課
出 先 機 関

川崎県庁事務取扱規程及び川崎県公取規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成七年三月三十一日

川 崎 県 知 事 三 三 三 三

川崎県庁事務取扱規程及び川崎県公取規程の一部を改正する訓令

（川崎県庁事務取扱規程の一部改正）

第一条 川崎県庁事務取扱規程（昭和三十一年川崎県庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「学事文書課長」を「行政管理課」に改める。

（川崎県公取規程の一部改正）

第三条 川崎県公取規程（昭和三十一年川崎県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第一条第1項中「世界経済博覧会推進局長、知事公室長及び」及び「局長職務代理者印、事務局長職務代

理者印」を削る。

第三条第1項中「学事文書課」を「行政管理課」に改め、同条第1項及び第3項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第四条第1項から第四項までの規定中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第八条中「知事職務代理者印」を「知事職務代理者印」に、「県民局の総務課」を「県民局振興事務所」に改め、同条の表を次のように改める。

北勢県民局北勢振興事務所	三重部 四日市市
北勢県民局桑名県税事務所	桑名部 員弁部 桑名市
北勢県民局鈴鹿県税事務所	鈴鹿部 鈴鹿市 亀山市
津地方県民局津地方振興事務所	安芸部 津市
津地方県民局久居保健所	志摩部 久居市
松阪地方県民局松阪地方振興事務所	飯南部 多気部 松阪市
南勢志摩県民局南勢志摩振興事務所	度会部 伊勢市 鳥羽市
南勢志摩県民局志摩保健所	志摩部
伊賀県民局伊賀振興事務所	阿山部 名賀部 上野市 名張市
紀北県民局紀北振興事務所	北牟婁部 尾鷲市
紀南県民局紀南振興事務所	南牟婁部 熊野市

第九条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第十三条第1項から第六項までの規定中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成七年四月一日から施行する。

三重県訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

三重県職員服務監察指導規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成7年3月31日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

三重県職員服務監察指導規程等の一部を改正する訓令

（三重県職員服務監察指導規程の一部改正）

第一条 三重県職員服務監察指導規程（昭和40年三重県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「総括指導監」を「人事課長」に改める。

第4条の見出し中「総括指導監」を「人事課長」に改め、同条中「総括指導監」を「人事課長」に、「職務」を「服務監察指導」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5号第1項中「総括指導監」を「人事課長」に改め、「知事公室長、理事及び」を削る。

第6条中「内部部局」、「（室）」及び「知事公室長、理事及び」を削る。

（三重県職員事故事務取扱規程の一部改正）

第二条 三重県職員事故事務取扱規程（昭和40年三重県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「総括指導監」を「人事課長」に改める。

第8条第1項中「7名」を「5名」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 人事課長
- (2) 行政管理課長
- (3) 財政課長
- (4) 管財営繕課長
- (5) 出納局管理課長

(三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部改正)

第 3 条 三重県職員の被服等の貸与に関する訓令(昭和53年三重県訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。
別表の 1 の表第 2 号の項から第 5 号の項までを次のように改める。

2 総務部	(1) 管財管繕課	イ 機械技師	作業服(上)	1	2
		電気技師	作業服(下)	1	1
		(保守管理業務に従事する者に限る。)	ズック靴	1	1
		ロ 建築技師	作業服(上下)	1	2
		機械技師	防寒服	1	5
		電気技師	ゴム長靴	1	5
		(イに掲げる者を除く。)			
	(2) 県税事務所	軽油調査の業務に従事する者	作業服(上下)	1	2
3 企画振興部	(1) 政策調整課	土地取引指導の業務に従事する者	作業服(上下)	1	3
	(2) 振興事務所	軽油調査の業務に従事する者	作業服(上下)	1	2
4 健康福祉部	(1) 業務食品環境課	イ 食品衛生監視員	白ゴム長靴	2	1
		(中央卸売市場駐在の者に限る。)	防寒服	1	3
		ロ 食品衛生監視員	白又は作業服(上下)	1	2
		(イに掲げる者を除く。)		1	2
	(2) 保健所	イ 医師	白	衣	1
		ロ 診療エックス線技師	白	衣	1
			作業服(下)	1	1
		ハ 栄養士	白	衣	1
		ニ 衛生検査技師	白	衣	2
			作業服(下)	1	1
		ホ 食品衛生監視員	白	衣	1
		業務監視員	又は作業服(上下)	1	2
		ヘ 環境衛生指導員	作業服(上)	1	2
			作業服(下)	1	1
			ゴム長靴	1	3
		ト 保健婦	白	衣	1
		看護婦			1
		チ 狂犬病予防員(獣医・作師)	作業服(上下)	1	2
(3) 看護短期大学	イ 看護系教員	白	衣	1	1
		帽	子	1	2
		白靴	靴	1	1
		靴	下	4	1
	ロ 一般系教員	白	衣	1	1
(4) 公衆衛生学院	イ 歯科技工士	白	衣	2	1
	ロ 歯科衛生士	白	衣	1	1
(5) 衛生研究所	衛生検査技師	白	衣	2	1
		作業服(下)		1	1

(6) 総合保健センター	イ 医師 診療エックス線技師	白	ズ	ボ	衣	1	1
		白	ズ	ボ	衣	1	1
	ロ 衛生検査技師	白	ズ	ボ	衣	2	1
		白	ズ	ボ	衣	1	1
	ハ 看護婦	白			衣	2	1
	准看護婦	白帽			衣	1	1
		白靴			靴	2	1
					下	8	1
	ニ 保健婦、常時窓口業務を担当する者	白			衣	1	1
(7) こころの健康センター	医師 保健婦 心理技術者 精神科ソーシャルワーカー	白			衣	1	1
(8) 児童相談所	イ 児童指導員 保母	トレーニングシャツ				1	2
		トレーニングパンツ				1	1
	ロ 判定担当職員	トレーニングシャツ				1	3
		トレーニングパンツ				1	3
(9) 国児学園	教護 教母 職業指導員	トレーニングシャツ				1	2
		トレーニングパンツ				1	1
(10) 樹心寮	イ 看護婦	白			衣	1	1
	ロ 職業指導員 生活指導員	トレーニングシャツ				1	2
		トレーニングパンツ				1	1
	ハ 栄養士	白			衣	2	1
		帽			子	1	1
(11) 身体障害者更正相談所	看護婦	白			衣	1	1
(12) 草の実学園	イ 医師 薬剤師 診療エックス線技師 マッサージ師	白	ズ	ボ	衣	1	1
		白	ズ	ボ	衣	1	1
	ロ 看護婦 准看護婦	白			衣	2	1
		又は 白衣 半 及び白ズボン			子	2	1
		帽			靴	1	1
		白靴			靴	2	1
					下	10	1
		白ズボンを貸与した者には靴下を貸与しない。					
	ハ 児童指導員 機能訓練士 保母	白			衣	2	1
		又は トレーニングシャツ				1	2
		白ズボン				2	1
		又は トレーニングパンツ				1	1
		白靴			靴	2	1
	ニ 栄養士	白			衣	2	1
		帽			子	1	1
	ホ 事務吏員	白			衣	1	1
		又は 男子職員にあつては、作業服			上	1	2
		女子職員にあつては、事務服				1	3

03 食肉衛生検査所	と畜検査員	白 衣 (長)	1	1
		白 衣 (半)	3	1
		作 業 服 (下)	3	1
		ゴ ム 長 靴	3	1
		ゴ ム 前 掛 子	3	1
		帽 ビ ニ ー ル ガ ッ パ	2	1
04 病院	イ 医師 歯科医師 薬剤師 診療エックス線技師 マッサージ師	白 衣	1	1
		白 ズ ボ ン	1	1
	ロ 衛生検査技師 臨床工学技師	白 衣	2	1
		白 ズ ボ ン	1	1
	ハ レクリエーションワーカー 心理検査技師 社会福祉主事 ハウスキーパー	白 衣	1	1
	ニ 看護婦 准看護婦	白 衣	2	1
		又は 精神神経科に勤務する者に あつては、白衣 (半) 及び 白ズボン	2	1
		帽	子	1
		白 靴	2	1
		白 靴	下	10
	ホ 看護師 准看護師	白 衣	2	1
		白 ズ ボ ン	2	1
		白 靴	2	1
	ヘ 作業療法士 理学療法士	白 衣	2	1
		又は 作 業 服 (上)	1	2
		白 ズ ボ ン	2	1
		又は 作 業 服 (下)	1	1
		白 靴	2	1
	ト 保母 院内保育所保母に限 る。	トレーニングシャツ	1	2
		トレーニングパンツ	1	1
	チ 栄養士	白 衣	2	1
		帽	子	1
		ゴ ム 長 靴	1	3
	リ 事務吏員	白 衣	1	1
		又は 男子職員にあつては、作業 服 (上)	1	2
		女子職員にあつては、事務 服	1	3

13 あすなろ学園	イ 医師 薬剤師	白 ズ ボ ン	衣 1 1	1 1	
	ロ 衛生検査技師	白 ズ ボ ン	衣 2 1	1 1	
	ハ レクリエーションワーカー 社会福祉主事 児童指導員 セラピスト	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	2 1	
	ニ 看護婦 准看護婦	白 又は 白衣（半）及び白ズボン 帽 白 靴	衣 2 子 靴 下	1 1 1 1 1	
	ホ 看護師 准看護師	白 ズ ボ ン 靴	衣 2 2 2	1 1 1	
	ヘ 作業療法士	トレーニングシャツ トレーニングパンツ 白 靴	1 1 2	2 1 1	
	ト 保母 生活指導員	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	2 1	
	チ 栄養士	白 帽 ゴ ム 長 靴	衣 子 靴	2 1 1 3	
	リ 事務吏員	白 又は 男子職員にあつては、作業服 女子職員にあつては、事務服	衣 上 下 靴	1 1 1 1	
	(1) 環境安全政策課	イ 環境影響評価に係る現場調査に従事する者	作業服（上 下） ゴ ム 長 靴	1 1	3 3
		ロ 水道事業認可に係る現場調査に従事する者	作業服（上 下）	1	2
	(2) 廃棄物対策課	産業廃棄物の監視指導に従事する者	作業服（上 下） ゴ ム 長 靴	1 1	2 3
		(3) 大気水質課	地盤沈下対策のため水準測量に従事する者	作業服（上 下）	1
	(4) 消防防災課	イ 高圧ガス取締法、消防法及び火薬類取締法に基づく検査等に従事する者	作業服（上 下）	1	2
		ロ 防災ヘリコプターに搭乗し、防災業務に従事する者	防寒服 防寒服 飛行靴 帽子 夏 冬	1 1 1 1 1	1 3 4 1 3

(5) 環境科学センター	化学技師	白又は作業服(上下)ズック靴	1 1 2 1	1 1 1 1
		作業服(上下)	1	2
(6) 自然環境課	現場業務に従事する事務吏員又は技術吏員であつて、特に環境安全部長が必要と認める者	作業服(上下)	1	2
7 農林水産部	(1) 漁政課	イ 事務吏員	作業服(上下)	1 1
		技術吏員 (漁船取締係に限る。)	作業服(上下)長靴	1 3
	ロ 技術吏員 (漁業取締船乗務員に限る。)	作業服(上下)	1	2
		夏シャツツ	1	1
		ゴム長靴	1	2
		防寒服	1	5
		雨ガッパ	1	2
		帽	1	2
		取締用制服(上下)	1	2
	ハ 水産業改良普及員	作業服(上下)	1	2
		作業服(上下)	1	1
		ゴム長靴	1	3
	(2) 農政事務所 企画総務部 (農務課に限る。) 農林事務所 企画総務部 (農務課に限る。) 農政部 農林水産事務所 企画総務部 (農務課に限る。) 農政部	事務吏員	作業服(上下)	1 1
		技術吏員	作業服(上下)長靴	1 3
	(3) 農政事務所 土地改良部 農林事務所 土地改良部 林政部 農林水産事務所 土地改良部 土地改良第一部 土地改良第二部 林政部 水産部	事務吏員	作業服(上下)	1 1
		技術吏員	作業服(上下)長靴	1 3
		防寒服	1	5
	(4) 地域農業改良普及センター	イ 農業改良普及員	作業服(上下)	1 1
		作業服(上下)長靴	1	2
		防寒服	1	5
		ロ 生活改良普及員	作業服(上下)	1 1
		作業服(上下)長靴	1	3

(15) 農業大学校	技術吏員	作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
		作業服(上下)長靴	1 1 1	2 1 5
(16) 病害虫防除所	技術吏員	作業服(上下)長靴	1 1 1	2 1 5
		防寒服	1	5
		作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
		作業服(上下)長靴	1 1 1	2 1 5
		防寒服	1	5
		作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
(17) 農業技術センター	技術吏員	企画調整室	作業服(上下)	1 1
		経営部	作業服(上下)	1 1
		生産環境部	作業服(上下)	1 1
		栽培部	作業服(上下)	1 1
		資源開発部	作業服(上下)	1 1
		畜産部	作業服(上下)	1 1
		茶業センター	作業服(上下)	1 1
		伊賀農業センター	作業服(上下)	1 1
		紀南かんきつセンター	作業服(上下)	1 1
		花植木センター	作業服(上下)	1 1
(18) 中央卸売市場	事務吏員 技術吏員	作業服(上下)	1 1	3 2
		夏シャツツ	1	2
		ゴム長靴	1	3
		防寒服	1	5
(19) 家畜保健衛生所	技術吏員	作業服(上下)	1 1	1 1
		白ゴム長靴	1 1	2 2
		防寒服	1	5
		作業服(上下)	1 1	2 1
(20) 林業技術センター	技術吏員	作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
		作業服(上下)	1 1	2 1
(21) 水産技術センター	イ 水産技師	作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
		作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
		作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
		作業服(上下)	1 1	2 1
(22) 水産技術センター	ロ 船長 機関長 通信士	作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
		作業服(上下)	1 1	2 1
(23) 水産技術センター	ハ 無線通信士	作業服(上下)	1 1	2 1
		又は白ゴム長靴	1 1	1 2
		又は地下一たび	1	1
		作業服(上下)	1 1	2 1

12	農林水産政策課	現場業務に従事する事務	作 業 服 (上)	1	別に定 める。
	農業経営課	吏員又は技術吏員であつ	作 業 服 (下)	1	
	農芸畜産課	て、特に農林水産部長が必			
	農村振興課	要と認める者			
	農地整備課				
	林政課				
	森林整備課				
	漁港整備課				
	農政事務所				
	企画総務部				
	(農務課を除く。)				
	農林事務所				
8	土木部	(1) 建築開発課	建築技師	ゴ ム 長 靴	1 5
		(2) 本庁各課	現場業務に従事する事	作 業 服 (上)	1 別に定
		土木事務所	務吏員又は技術吏員であ	作 業 服 (下)	1 める。
		流域下水道建設	つて、特に土木部長が必	防 寒 服	1 5
		事務所	要と認める者		

別表の 2 の表第 1 号の項中

リ	海務員	作 業 服 (上)	1	2	を
		作 業 服 (下)	1	1	
		夏 シ ャ ツ	1	1	
		雨 ガ ッ パ (ゴム引)	1	2	
		帽 子 (保 護 帽)	1	2	
		ゴ ム 長 靴	1	2	
		防 寒 服	1	5	
		取締用制服 (上下)	1	2	

リ	海務員	作 業 服 (上)	1	1
		作 業 服 (下)	1	0. 5
		夏 シ ャ ツ	1	1
		雨 ガ ッ パ (ゴム引)	1	2
		帽 子 (保 護 帽)	1	2
		ゴ ム 長 靴	1	2
		防 寒 服	1	5
		取締用制服 (上下)	1	2

ヌ	海務員 (漁業取締船乗組員に限る。)	作 業 服 (上)	1	2
		作 業 服 (下)	1	1
		夏 シ ャ ツ	1	1
		雨 ガ ッ パ (ゴム引)	1	2
		帽 子 (保 護 帽)	1	2
		ゴ ム 長 靴	1	2
		防 寒 服	1	5
		取締用制服 (上下)	1	2

に改め、同項中ヌをルとし、ルをヲ

とし、ヲをワとし、ワをカとする。

別表の 2 の表第 2 号の項及び第 3 号の項を次のように改める。

2	総務部	行政管理課	印刷技能員	作 業 服 (上 下)	1	1
			ズ ッ ク 靴		1	1
3	健康福祉部	(1) 衛生研究所	検査助手	白 衣	2	1
			作 業 服 (下)		1	1
		(2) 婦人相談所	寮母	事 務 服 (冬)	1	3
			事 務 服 (夏)		1	3
		(3) 病院	イ 看護助手	白 衣	2	1
			白 ズ ボ ン		2	1
			帽 子		1	1
			白 靴		2	1
			靴 下		8	1
			(白ズボンを貸与した者には靴下を貸与しない。)			
		ロ 技能指導員	白 衣		2	1
		作業指導員	又は 作 業 服 (上)		1	2
			白 ズ ボ ン		2	1
			又は 作 業 服 (下)		1	1
			白 靴		2	1
		ハ 薬剤助手	白 衣		2	1
			白 ズ ボ ン		2	1
		ニ 検査助手	白 衣		2	1
			白 ズ ボ ン		2	1
		ホ 保清員	白 衣		2	1
			帽 子		1	1
			白 靴		2	1
			靴 下		8	1
		ヘ 病院施設管理員	作 業 服 (上 下)		1	1
			又は 白 衣		1	1
			夏 シ ャ ツ		1	2
			ス ッ ク 靴		1	1
			又は ゴ ム 長 靴		1	5
		(4) あすなろ学園	看護助手	白 衣	2	1
			白 ズ ボ ン		2	1
			帽 子		1	1
			白 靴		2	1
			靴 下		8	1
			(白ズボンを貸与した者には靴下を貸与しない。)			

別表の 2 の表中第 4 号の項を削り、第 5 号の項を第 4 号の項とし、第 6 号の項を第 5 号の項とし、第 7 号の項を第 6 号の項とする。

(三重県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第 4 条 三重県職員の職務発明等に関する規程 (昭和 48 年三重県訓令第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条中「管財課」を「管財営繕課」に改める。

(守衛及び自動車運転士の服務に関する訓令の一部改正)

第 5 条 守衛及び自動車運転士の服務に関する訓令 (昭和 51 年三重県訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「管財課」を「管財管繕課」に改める。

第 3 条及び第 4 条第 2 項中「管財課長」を「管財管繕課長」に改める。

第 8 条第 1 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改め、同条第 2 項第 2 号中「、知事公室長」を削り、「当該室、部」を「当該部」に改め、同条第 3 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第 9 条第 2 項中「管財課長」を「管財管繕課長」に改める。

(三重県法令審査会規程の一部改正)

第 6 条 三重県法令審査会規程(昭和38年三重県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「2 名」を削る。

第 6 条中「副委員長 1 名以上」を「副委員長」に改める。

第 8 条中「学事文書課」を「行政管理課」に改める。

(印刷物の調製に関する訓令の一部改正)

第 7 条 印刷物の調製に関する訓令(昭和49年三重県訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「学事文書課」を「行政管理課」に改める。

第 3 条第 1 項中「学事文書課」を「行政管理課」に改め、同条第 2 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第 4 条及び第 5 条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

(三重県行政資料の収集管理に関する訓令の一部改正)

第 8 条 三重県行政資料の収集管理に関する訓令(昭和61年三重県訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「(室)」及び「及び室」を削り、同条第 3 号中「課(室)長」を「課長」に改め、「及び室」を削り、同条第 5 号中「及び県民局次長」を削る。

第 3 条第 1 項中「総務部学事文書課長」を「生活文化部広報課長」に、「学事文書課長」を「広報課長」に改め、同条第 2 項中「学事文書課長」を「広報課長」に改める。

第 4 条中「課(室)長」を「課長」に改め、「(室)」を削り、「学事文書課長」を「広報課長」に改める。

第 5 条第 1 項中「(室)」を削り、同条第 2 項中「課(室)長」を「課長」に改める。

第 6 条第 1 項中「知事公室及び部」を「各部」に、「知事公室にあつては、政策課課長補佐の職にある者」を「企画振興部にあつては、企画課課長補佐の職にある者」に改め、同条第 2 項中「知事公室又は」及び「(室)」を削り、「学事文書課長」を「広報課長」に改める。

第 7 条第 1 項及び第 3 項中「学事文書課長」を「広報課長」に、「課(室)長」を「課長」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「学事文書課長」を「広報課長」に改める。

第 8 条及び第 9 条中「学事文書課長」を「広報課長」に改める。

第11条中「課(室)長」を「課長」に改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「総務部学事文書課長」を「生活文化部広報課長」に改める。

(三重県文書整理保存規程の一部改正)

第 9 条 三重県文書整理保存規程(昭和61年三重県訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び室」を削り、同条第 4 号中「及び県民局次長」を削る。

第 6 条及び第 7 条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第 8 条第 1 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改め、同条第 2 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「学事文書課」を「行政管理課」に改める。

第10条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第11条第 1 項中「学事文書課」を「行政管理課」に、「学事文書課長」を「行政管理課長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第12条第 1 項及び第 2 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改め、同条第 3 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「学事文書課」を「行政管理課」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第13条第 3 項及び第14条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第 4 号様式の備考 2 中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

(三重県文書規程の一部改正)

第10条 三重県文書規程(昭和63年三重県訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「及び室」を削り、同条第 6 号中「及び県民局次長」を削る。

第 5 条(見出しを含む)及び第 8 条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第 9 条第 2 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改め、同条第 4 項中「(室)」を削り、「学事文書課」を「行政管理課」に改める。

第16条第 2 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改め、「(知事公室長を含む。)」及び「(知事公室を含む。)」を削る。

第20条第 1 項及び第 2 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「学事文書課長補佐」を「行政管理課長補佐」に改め、同条第 3 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

第27条第 1 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改め、同条第 2 項中「学事文書課長」を「行政管理課長」に、「学事文書課」を「行政管理課」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「学事文書課」を「行政管理課」に改める。

第28条、第32条及び第33条中「学事文書課長」を「行政管理課長」に改める。

別表第 1 その 1 を次のように改める。

その 1

例	示	発	信	者
1 国の機関あての重要なもの				
2 都道府県の副知事又は都道府県の議会の副議長あてのもの				副 知 事
3 依命通知のうち重要なもの				
4 その他副知事名によることを適当とするもの				
1 国の機関あての軽易なもの				
2 都道府県の局長あてのもの				
3 市町村の長又は市町村の議会の長あてのもの				
4 個人又は団体の長あての重要なもの				部長、理事及びプロジェクト・チーム総括
5 本庁の課長又は出先機関の長 県民局の所長を含む。以下同じ。あてのもの				
6 その他各部長、理事名又はプロジェクト・チーム総括名によることを適当とするもの				
1 本庁の課長又は出先機関の長あての軽易なもの				
2 個人又は団体の長あての軽易なもの				課 長
3 その他課長によることを適当とするもの				

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第24条関係)

(本庁用)

人 事 課 (人)	自 然 環 境 課 (自環)
総 務 部 検 査 監 (総検)	消 防 防 災 課 (消)
秘 書 課 (秘)	交 通 安 全 対 策 課 (交安)
行 政 管 理 課 (行管)	商 工 政 策 課 (商政)
職 員 課 (職員)	企 業 立 地 課 (企立)
財 政 課 (財)	商 工 振 興 課 (商振)
税 務 課 (税)	商 工 金 融 課 (商金)
管 財 管 繕 課 (管管)	労 政 課 (労)
政 策 調 整 課 (政)	職 業 安 定 課 (職安)
企 画 課 (企画)	職 業 能 力 開 発 課 (職能)
交 通 政 策 課 (交政)	雇 用 保 険 課 (雇)
市 町 村 課 (市町村)	農 林 水 産 政 策 課 (農政)
地 域 振 興 課 (地振)	農 林 水 産 部 検 査 監 (農検)
観 光 リ ゾ ー ト 課 (観リ)	農 業 経 営 課 (農経)
生 活 文 化 政 策 課 (生文)	農 芸 畜 産 課 (農芸畜)
広 報 課 (広)	農 村 振 興 課 (農振)
同 和 課 (同)	農 地 整 備 課 (農地)
学 事 課 (学)	林 政 課 (林政)
国 際 課 (国)	森 林 整 備 課 (森整)
青 少 年 女 性 課 (青)	漁 政 課 (漁)

統 計 課 (統)	漁 港 整 備 課 (漁整)
健 康 福 祉 政 策 課 (健福)	監 理 課 (監)
医 務 福 祉 課 (医福)	土 木 部 検 査 監 (土検)
健 康 対 策 課 (健対)	公 共 用 地 課 (公)
高 齢 者 対 策 課 (高齢)	道 路 建 設 課 (道建)
児 童 家 庭 課 (児)	道 路 維 持 課 (道維)
障 害 福 祉 課 (障)	河 川 課 (河)
薬 務 食 品 環 境 課 (薬食)	港 湾 課 (港)
県 立 病 院 課 (県病)	砂 防 課 (砂)
国 民 健 康 保 険 課 (国保)	都 市 住 宅 計 画 課 (都住計)
保 険 課 (保険)	都 市 住 宅 整 備 課 (都住整)
国 民 年 金 課 (国年)	建 築 開 発 課 (建開)
環 境 安 全 政 策 課 (環安)	下 水 道 課 (下水)
廃 棄 物 対 策 課 (廃対)	管 理 課 (管理)
大 気 水 質 課 (大)	出 納 課 (出)

(出先機関用)

行政管理課長の定めるところによる。

第 9 号様式その 1 中

知 事	副 知 事	知事公室長	次 長
課 長	課長補佐	係 長	事務局長

を

知 事	副 知 事	部 長	次 長
課 長	課長補佐	係 長	

に、

知 事	副 知 事	知事公室長	知 事	副 知 事	部 長
部 長	事務局長	課 長	を	事務局長	課 長

を 公印 (要・不要) 公印 (要・不要) に改める。

(三重県防災行政無線通信の取扱い等に関する訓令の一部改正)

第 11 条 三重県防災行政無線通信の取扱い等に関する訓令 (平成 6 年三重県訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「県民局」を「振興事務所」に改める。

第 5 条第 1 項中「総務部長」を「環境安全部長」に改める。

第 6 条第 1 項中「総務部」を「環境安全部」に改める。

第 7 条第 1 号中「総務部」を「環境安全部」に改め、同条第 2 号中「県民局の次長」を「振興事務所の所長」に改める。

第 8 条第 1 項中「総務部」を「環境安全部」に改める。

第 12 条中「県北部地方」の次に「、県中部地方」を加える。

別表第 131 号の項中「耕地課」を「農地整備課」に改め、同表第 132 号の項中「生活環境課」を「廃棄物対策課」に改め、同表第 228 号の項中「紀南県民局」を「紀南振興事務所」に改め、同項を同表第 229 号の項とし、同表中第 221 号の項から第 227 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 220 号の項中「紀北県民局」を「紀北振興事務所」に改め、同項を同表第 221 号の項とし、同表中第 212 号の項から第 219 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 211 号の項中「松阪地方県民局」を「松阪地方振興事務所」に改め、同項を同表第 212 号の項とし、同表中第 203 号の項から第 210 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 202 号の項中「南勢志摩県民局」を「南勢志摩振興事務所」に改め、同項を同表第 203 号の項とし、同表中第 190 号の項から第 201 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 189 号の項中「津地方県民局」を「津地方振興事務所」に改め、同項を同表第 190 号の項とし、同表中第 177 号の項から第 188 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 176 号の項中「伊賀県民局」を「伊賀振興事務所」に改め、同項を同表第 177 号の項とし、同表中第 164 号の項から第 175 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 163 号の項中「北勢県民局」を「北勢振興事務所」に改め、同項を同表第 164 号の項とし、同表中第 141 号の項から第 162 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 140 号の項の次に次のように加える。

141	陸 上 移 動 局	みえ	19	廃 棄 物 対 策 課
-----	-----------	----	----	-------------

第 4 号様式中「第 28 条関係」を「第 27 条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 から施行する。

三 重 県 訓 令 第 6 号

教 委 訓 令 第 3 号

三 重 県 警 察 本 部 訓 令 第 5 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
局 内 一 般
教 育 関 係 機 関
警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

三重県青少年対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 7 年 3 月 31 日

三 重 県 知 事	田 川 亮 三
三重県教育委員会教育長	宮 本 長 和
三重県警察本部長	柳 澤 昊

三重県青少年対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

三 重 県 訓 令 第 17 号

三重県青少年対策推進本部設置規程 (昭和 38 年教 委 訓 令 第 3 号) の一部を次のように改正する。

三重県警察本部訓令第 3 号

第 3 条第 2 項中「青少年対策監」を「青少年対策審議監」に改め、同条第 3 項中「、教育委員会事務局参事」を削る。

第 5 条第 1 項中「福祉部」を「生活文化部」に改める。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

川 縣 訓 令 第 7 号

保 健 環 境 部

麻薬取締法に於ける銃使用および取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 7 年 3 月 31 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

麻薬取締法に於ける銃使用および取扱規程の一部を改正する訓令

麻薬取締法に於ける銃使用および取扱規程 (昭和 18 年三 重 県 訓 令 第 六 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。
令 達 先 を 次 の よう に 改 め る 。

健 康 福 祉 部

第 3 条中「保健衛生部薬事環境衛生課長」を「健康福祉部薬務食田環境課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 から施行する。

川 縣 訓 令 第 8 号

保 健 環 境 部

麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 7 年 3 月 31 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令

麻薬司法警察手帳規程（昭和 38 年三重県訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。
令違反を次のように改める。

健康福祉部

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

三重県訓令第 9 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

三重県水産業改良普及事業指導職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 7 年 3 月 31 日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

三重県水産業改良普及事業指導職員規程の一部を改正する訓令

三重県水産業改良普及事業指導職員規程（昭和 37 年三重県訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「水産事務局水産振興課」を「漁政課」に改める。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

三重県議会訓令

三重県議会訓令第 2 号

三重県議会議務局

三重県議会議務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 7 年 3 月 31 日

三 重 県 議 会 議 長 乙 部 一 巳

三重県議会議務局規程の一部を改正する訓令

三重県議会議務局規程（昭和 39 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改める。

第 4 条中「次長」を「次長、参事」に、「副参事、調整監」を「調整監、調査監」に改める。

第 5 条中第 10 項を第 11 項とし、第 6 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項を次のように改め、同項を第 6 項とする。

5 調査監は、上司の命を受けて特定の事務を掌理する。

第 5 条中第 4 項を次のように改め、同項を第 5 項とする。

4 調整監は、課長を補佐し、課の事務について部下職員を指揮監督するとともに、上司の命を受けて県政の調整に関する事務を掌理し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 参事は、上司の命を受けて特定の事務を掌理する。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共） 1 箇月 2,700 円

1 箇年 32,400 円

平成 7 年 3 月 31 日印刷発行

津市広明町 13 番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課